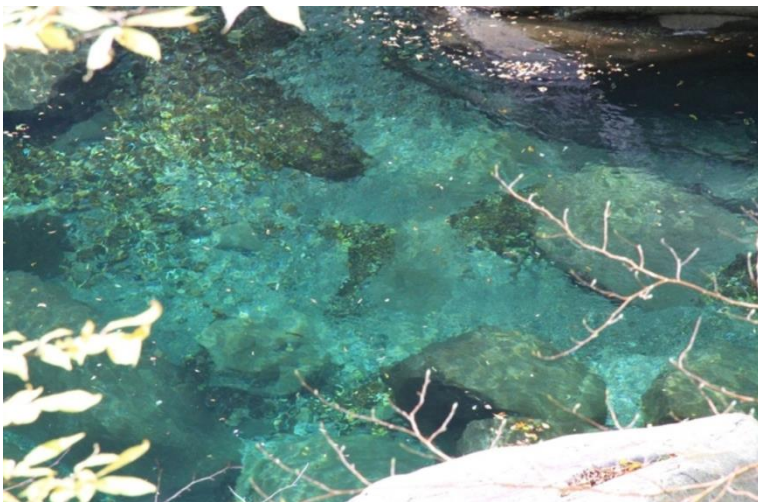
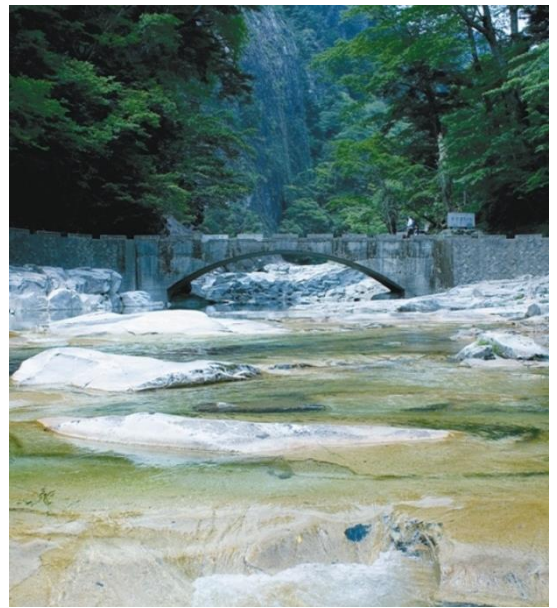


第2次久万高原町総合計画

ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち
～ 地域が手を取りあい まちを次代へ ～



平成28年3月

愛媛県久万高原町

はじめに

久万高原町は平成16年8月に、いわゆる平成の大合併にて誕生してから、“ひと・里・森がふれあいともに輝く 元気なまち”を将来像とし、豊かな自然に寄り添いながらいきいきと住民が活躍できるまちづくりを目指し、久万高原町総合計画に沿ってまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、計画期間である平成18年度から平成27年度の10年間で、わが国の社会情勢は予想を大きく上回るスピードで変化しました。国勢調査において大正9年以来はじめてわが国の人口が減少したと報じられ、わが国が歴史的な人口減少時代を迎えていることが明らかとなりました。そして、本町は愛媛県下で最も人口が減少し高齢化が進んだ自治体であり、すでに、町政運営は厳しい局面を迎えております。



我々はこの現状を重く受け止め、農林業をはじめとする産業振興や定住促進、地域活性化に真摯に取り組んでいるところでございます。平成24年3月に三坂道路が開通したことを契機として、平成26年には「道の駅 天空の郷さんさん」を開駅し、交流人口を大幅に向上させるだけでなく、四季を通じたイベントの充実など、民官一体となった取組みを行い、皆様に愛される久万高原町となるため様々な施策を精力的に展開しています。

この「第2次久万高原町総合計画」は、これまでの取組みによる成果を生かし、特色あるまちの発展、こころ豊かな生活、さらには人口増加へとつなげることを目論み策定したものです。本計画によるまちづくりを実現させるためには、多くの住民の皆様がまちづくりに参画いただくことが重要な“鍵”となります。そのため、本計画の策定にあたりましては、住民アンケート調査だけではなく住民意見交換会を実施、さらには近隣の都市に住む若者や本町の次代を担う若手職員による意見交換会を行うなど、皆様の声を直接伺う機会を多く設けました。

本町の進展のためには、住民の皆様と行政との協働が不可欠です。わが町の豊かな地域資源を活用しながら“人口減少時代の新たなまちづくり”をめざしてまいりますので、皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜り、まちづくりへの積極的なご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員ならびにオブザーバーの皆様、また町議会議員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

平成28年3月 久万高原町長 高野 宗城

目次

第1編 序論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の構成、期間.....	3
第2章 久万高原町を取り巻く状況	4
第1節 社会動向.....	4
第2節 久万高原町の概況.....	5
第3節 アンケートにみる住民の意見.....	10
第4節 住民意見交換会の結果.....	13
第5節 第1次総合計画の検証（概要）.....	13
第6節 第2次総合計画の策定方針.....	15
第2編 基本構想	17
第1章 久万高原町の将来像	19
第2章 将来人口の見通し	20
第3章 土地利用構想	21
第4章 計画の体系	22
第5章 計画の大綱	24
第3編 基本計画	27
第1章 魅力ある産業づくり(産業)	29
第1節 農業.....	29
1 農業振興.....	29
2 農業基盤整備.....	30
第2節 林業.....	31
第3節 商工観光.....	32
第2章 安らぎとふれあいのある社会づくり(保健・福祉)	35
第1節 社会福祉.....	35
1 高齢者支援.....	35
2 障害者支援.....	36
3 子育て支援.....	37
第2節 保健・医療.....	38
1 健康づくり・食育推進.....	38
2 地域医療.....	40
第3節 社会保障.....	41
1 介護保険制度.....	41
2 低所得者支援.....	42

3	国民健康保険	42
4	ボランティア・NPO	43
第3章	次代へつなぐ人づくり、里づくり(教育・文化)	44
第1節	学校教育	44
1	学校教育	44
2	学校給食	45
第2節	家庭・地域における教育	45
第3節	生涯学習	46
第4節	スポーツ・レクリエーション	47
第5節	文化活動	48
第6節	文化財保護	49
第7節	人権の尊重	50
第4章	自然豊かで安心・安全な暮らしづくり(都市基盤・環境)	52
第1節	自然・生活環境	52
1	自然環境	52
2	生活環境	53
第2節	上下水道	54
1	上水道	54
2	下水道	54
第3節	道路	55
第4節	河川	56
第5節	町営住宅	57
第6節	防災・消防・救急	57
第7節	交通安全・防犯	59
1	交通安全	59
2	防犯	60
第8節	情報通信	61
第9節	公共交通	62
第5章	みんなが参加する地域のつながりづくり(行財政)	63
第1節	行財政運営	63
1	行政運営	63
2	財政運営	64
第2節	広域行政	65
第3節	コミュニティ	66
第4節	男女共同参画	68
資料編		69

第1編 序論



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

本町はこれまで、自然に恵まれた地域性に重きを置きながら、まちづくりに尽力してきました。旧4町村の合併後、平成18年度に策定した久万高原町総合計画（以下、第1次総合計画）において、『ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち』を将来像に掲げ、地域資源を守りながら、住民が健やかに暮らしていけるまちづくりを推進してきました。

しかしながら、社会情勢は刻一刻と変化し続けています。特に、総人口は減少の一途をたどっており、高齢化率も45%を超えるなど深刻な少子高齢化が進行しています。また、人口減少にともない、災害対策や、公共施設老朽化対策、空き家対策など、表面化した問題は数多く、本町は大きな変革期を迎えているといえます。

こうした時流の中、第1次総合計画は平成27年度に終了し、平成28年度に第2次久万高原町総合計画（以下、第2次総合計画）へ移行します。第2次総合計画は、第1次総合計画の視点を踏襲しながら、時代を見すえ、地域を次代へつなぐまちづくりに関する基本的な指針を定めます。

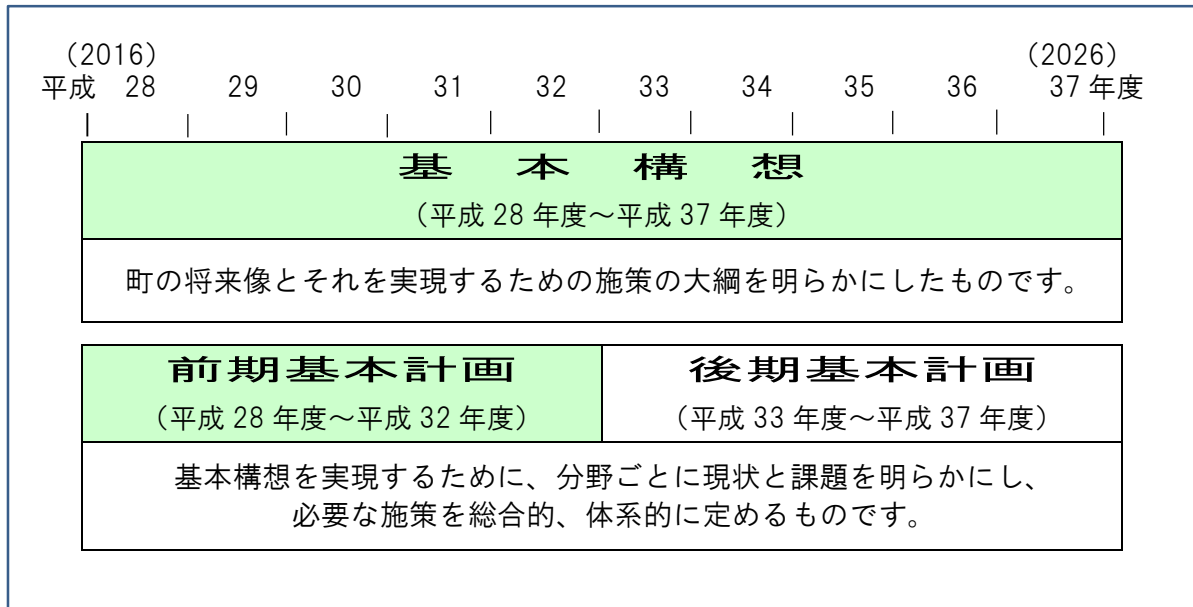
第2節 計画の構成、期間

第2次総合計画は基本構想、基本計画で構成されています。基本構想は、町政を総合的かつ計画的に行う指針となるものであり、将来像及びそれを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。また、計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために取り組むべき主要な施策を、分野ごとに明らかにするものです。10年間の基本構想の中で、基本計画を前期と後期の5年間に分けて策定することとし、前期基本計画終了時点で施策の成果と課題を検証し、後期基本計画を策定することとします。

基本構想	平成28年度～平成37年度
前期基本計画	平成28年度～平成32年度
後期基本計画	平成33年度～平成37年度

計画の構成と期間



第2章 久万高原町を取り巻く状況

第1節 社会動向

1 地方分権改革の進展

地方分権とは、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担いながら、地域住民も地方行政に参画することで、協働していくことです。現在、国から地方への税源移譲をはじめとした、権限・財源とも自立した地方自治の推進に向けた取組みが進められています。今後、地方の自主性と多様性がより重視される方向性の改革となっていく見込みです。

2 景気局面と産業構造の変化

世界的な不況を経て、日本経済は変化の局面を迎えています。為替や株価、失業率は改善傾向に転じており、内閣府の発表する景気動向指数も上昇傾向がみられます。しかしながらその背後で、TPPなどによる農産物輸入自由化の拡大、製造業の海外移転、小売商業の大型店化の進展など、産業構造も大きく変化しており、基幹産業を異にする都市部と農山村の経済格差のさらなる拡大へとつながる危険性ははらんでいます。

3 総人口の減少と超少子高齢社会の到来

わが国は、平成17年の1億2776万人をピークに総人口が減少傾向に転じており、合計特殊出生率の低下も依然として進行しているため、今後も人口減少が進むものと予測されています。人口減少が深刻になるにつれ、過疎傾向のある地方では都市機能の維持が困難になり、都市部への人口流出に拍車がかかる危険性があります。

4 自立した行財政基盤確立の要請

わが国の財政状況は、平成26年度末には国と地方とを合わせた累積債務残高が、既に主要先進国の中でも最悪の水準となっています。これに対し、消費税と地方税のあり方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的改革が推進されており、また、地方においても財政のスリム化を進めるとともに、住民生活の安全・安心を確保しながら限られた財源を有効に活かすため、施策・事業の「選択と集中」が求められています。

5 大規模災害への対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、わが国の防災環境は一変しました。それまでの、すべての災害を完全に防ぐことを目指す「防災」から、想定外の大規模広域災害が起こった際にいかに被害を減らすかという「減災」の観点を持った法改正が進められました。

愛媛県においては、梅雨や台風による集中豪雨など風水害で多大な被害が出る 경우가多く、こうした問題に対し、自助・共助の考えのもとに地域の防災力を高めていくことが必要とされています。

第2節 久万高原町の概況

1 位置・地勢

本町は、愛媛県の中央部に位置し、本庁舎から松山市街地まで、車で30分ほどの距離にあります。平成16年に久万町、面河村、美川村、柳谷村の1町3村が合併し、久万高原町となりました。北部は松山市、東温市、西条市、西部は砥部町、内子町、西予市に接し、東・南部は高知県との県境となっています。

町域は、南北約30km、東西約28km、総面積は約58,369haで、平均標高約800mと、愛媛県下で最も広く高い中山間地の町です。町域の約9割が林野であり（林野面積52,461ha）、仁淀川から分岐した面河川、久万川ほか多くの支流が縦走る水源地域でもあります。

気候は、高原地域であることもあり、夏季は冷涼で、冬季は寒冷で積雪もあります。また、台風常襲地帯に属しています。

交通は、鉄道はなく、松山と高知を結ぶ国道33号を基軸とした国道や主要地方道により道路網が形成されています。また、平成24年に三坂道路が開通し、雨期・冬季などにおける松山市との往来が大幅に改善しています。

久万高原町の位置

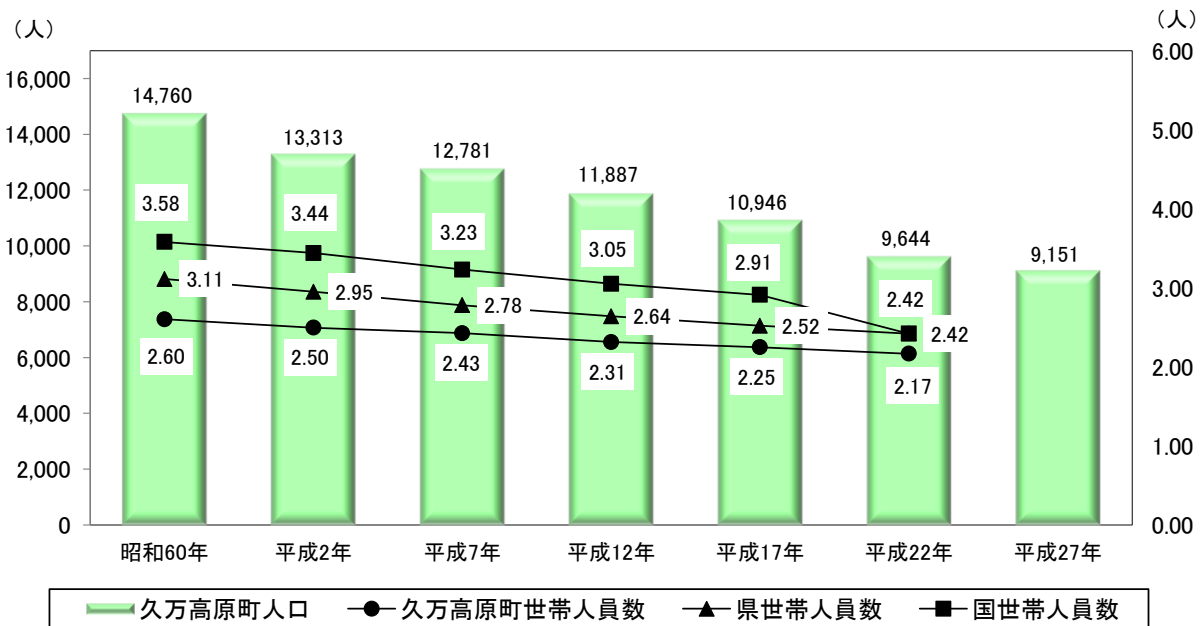


2 人口構造

平成27年の本町の住民基本台帳人口によれば、総人口は9,151人となっており、昭和60年の14,760人から減少し続けています。また、世帯人員数も一貫して減少を続けており、単独世帯、核家族世帯の増加がうかがえます。

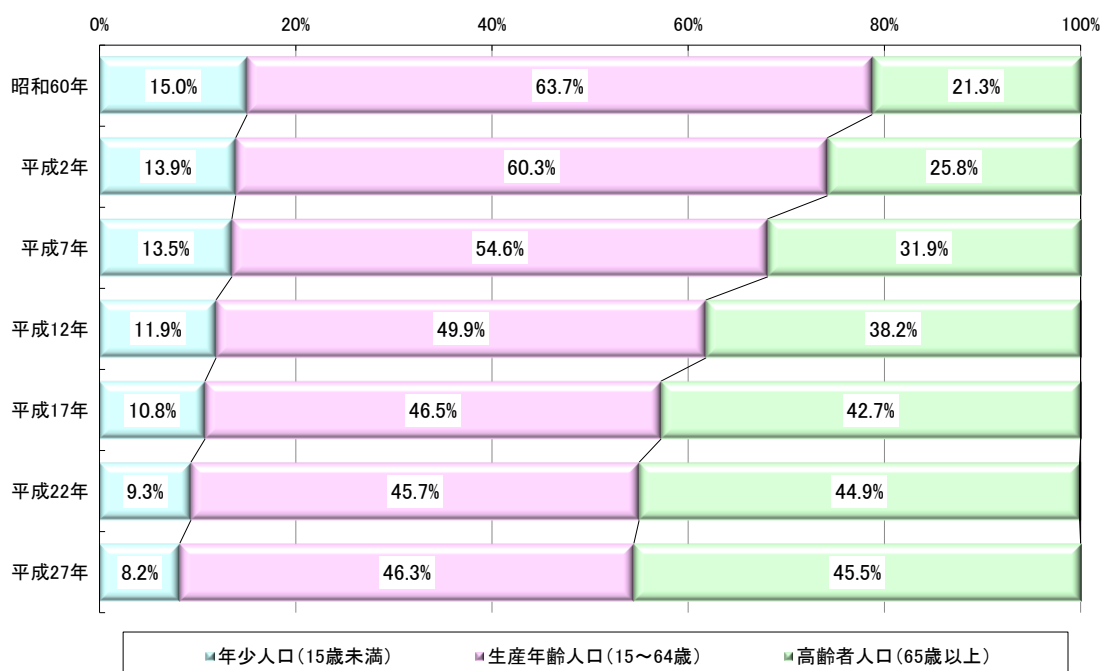
また、平成27年における年齢別人口構成は、年少人口（15歳未満）が8.2%、生産年齢人口（15～64歳）が46.3%、高齢者人口（65歳以上）が45.5%となっており、少子高齢化が深刻化しています。

総人口と世帯人員数の推移



資料：国勢調査（平成27年は住民基本台帳）

年齢別人口構成の推移



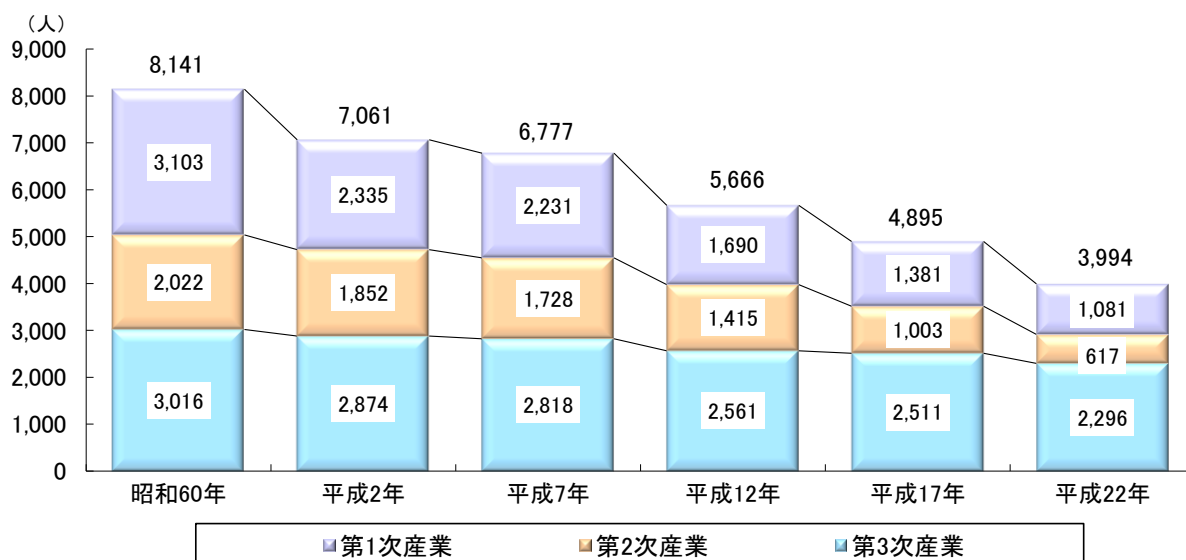
資料：国勢調査（平成27年は住民基本台帳）

3 産業構造

(1) 全産業

国勢調査による平成22年の就業人口は3,994人で、総人口9,644人の41.4%を占めています。産業区分別の内訳は第1次産業が1,081人（就業人口の27.0%）、第2次産業が617人（同15.4%）、第3次産業が2,296人（同57.5%）で、第3次産業の就業割合が高くなっています。昭和60年から平成22年までの推移をみると、就業人口は約半数までに減少しています。

産業別就業人口の推移

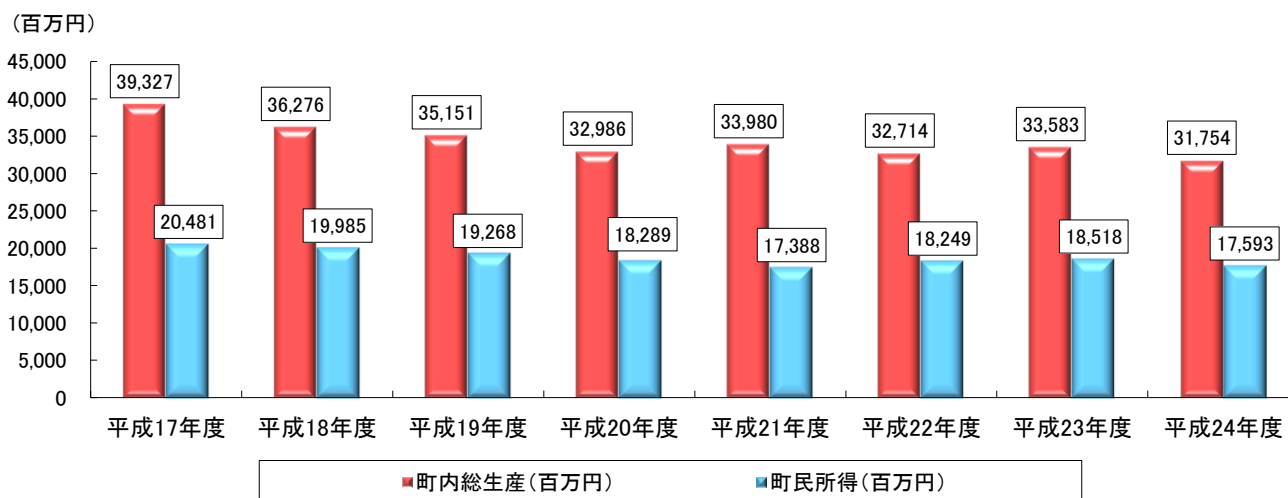


資料：国勢調査

注) 就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

愛媛県の市町村民経済計算によると、本町は、一貫して町内総生産が町民所得を上回っており、町外から働きに来る方が多いことがうかがえます。町内総生産額は、平成24年度では約318億円で、平成17年度と比較すると約70億円減少しており、本町内の産業規模は縮小傾向にあります。

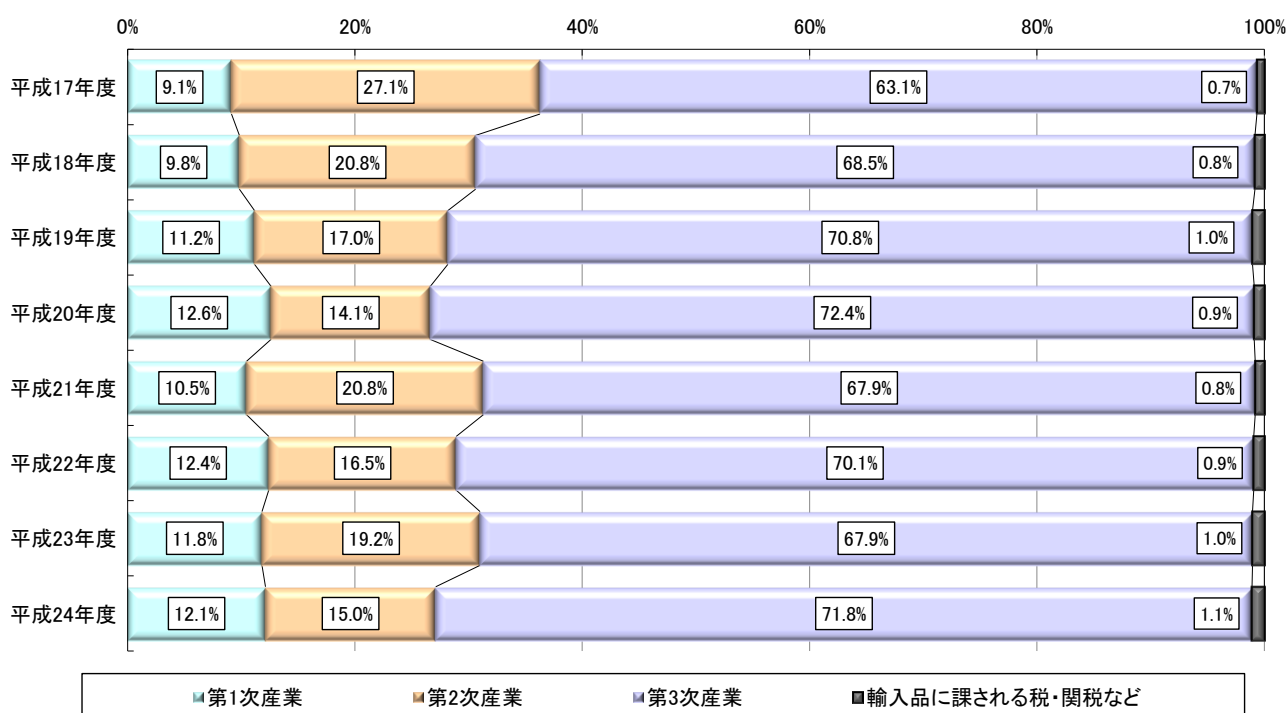
町内総生産・町民所得の推移



資料：愛媛縣市町村民経済計算

町内総生産額の産業別構成比をみると、平成24年度では第1次産業が12.1%、第2次産業が15.0%、第3次産業が71.8%となっており、平成17年以降、産業別にみた生産額の構成比は大きな変化はありません。

町内総生産額の産業別構成比の推移

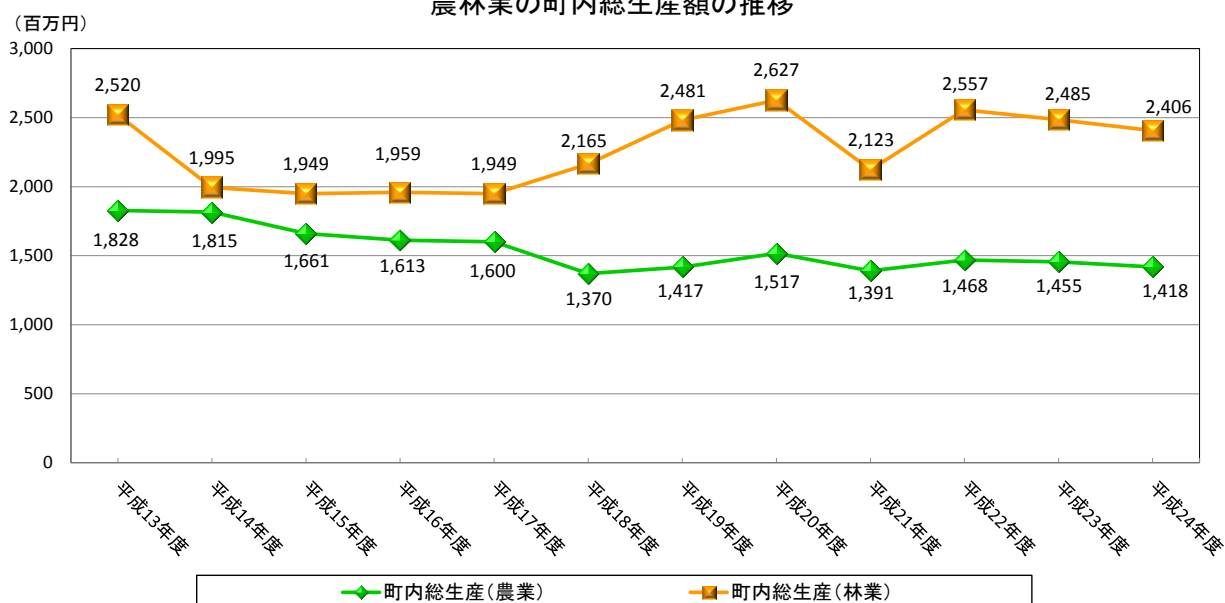


資料：愛媛県市町村民経済計算

(2) 農林業

農業と林業の町内総生産額を比較すると、一貫して林業が農業を上回っています。また、農業は漸減傾向が継続していますが、林業については、平成17年度より着手した久万林業活性化プロジェクトの影響もあり、平成18年度以降生産水準が増加傾向にあります。

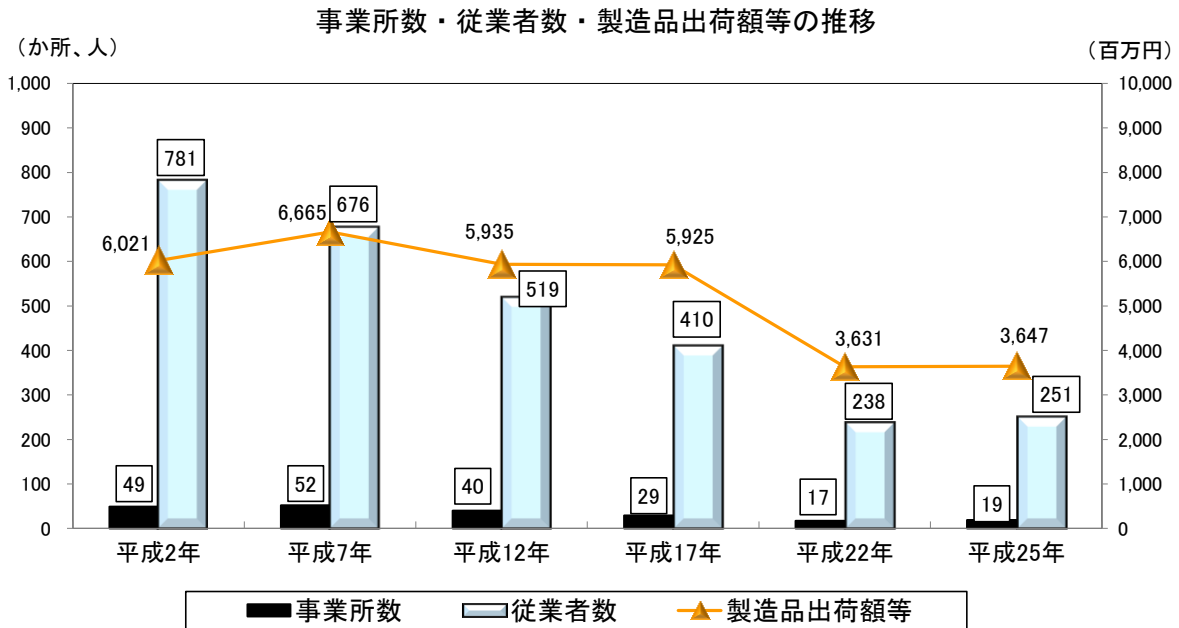
農林業の町内総生産額の推移



資料：愛媛県市町村民経済計算

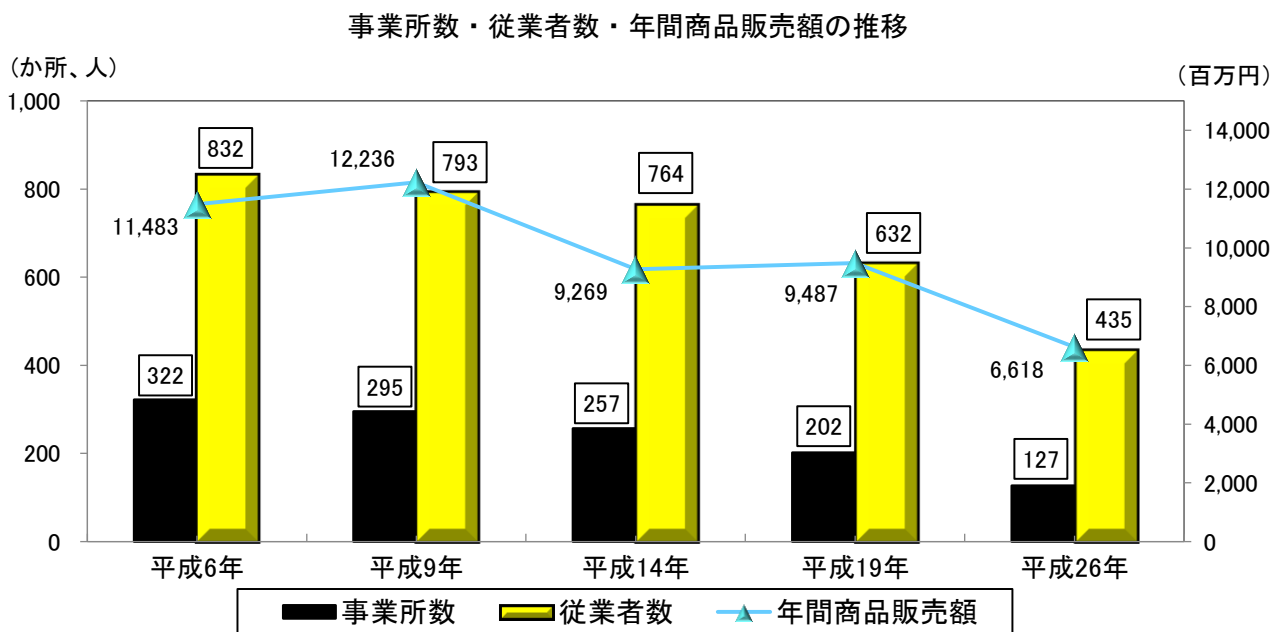
(3) 工業

平成25年の事業所数は19か所、従業者数は251人、製造品出荷額等は36.4億円となっています。工業に関しては全体的に減少を続けていましたが、平成22年から平成25年にかけて堅調な推移をしており、6次産業化などの好影響が出ているものと考えられます。



(4) 商業

平成26年の事業所数は127か所、従業者数は435人、年間商品販売額は66億円となっています。減少傾向にあります。



第3節 アンケートにみる住民の意見

第2次総合計画策定にあたり、多くの住民の意見を計画に反映させるため、平成27年6月から7月にかけて、18歳以上の住民2,000人を対象にアンケート調査を実施し、607人の方からの回答を得ました（回収率30.4%）。

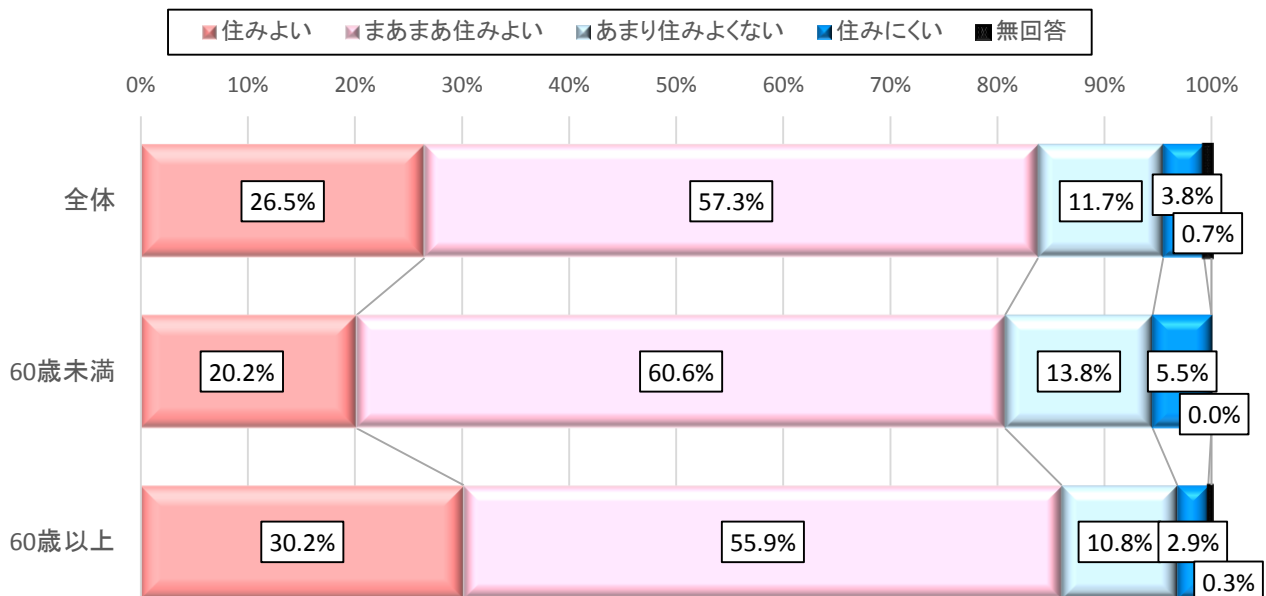
以下は、アンケート調査の結果概要です。

注）割合は、選択肢ごとに小数第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

1 町のイメージ

本町を住みよいと感じているかについての設問に対し、「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答された方は全体の8割以上でした。また、年代が高くなるほど、その傾向が顕著になっていきます。

	人数	割合
住みよい	161	26.5%
まあまあ住みよい	348	57.3%
あまり住みよくない	71	11.7%
住みにくい	23	3.8%
無回答	4	0.7%
合計	607	100.0%



回答者数=607

2 施策評価

第1次総合計画における5つの政策目標（生活環境、産業、福祉・保健、教育・文化、行財政）に関連する38の政策分野項目についての満足度（「満足」と「やや満足」を合わせた割合）は、最も高かったのが「上水道」（83.9%）、次いで「交通安全」（82.5%）、「防犯」（79.7%）と、生活環境に関する分野が上位を占めています。

一方、不満度（「やや不満」と「不満」を合わせた割合）が最も高かったのは「公共交通」（62.4%）で、唯一不満度が半数を超え、次いで「農業振興」（40.7%）、「林業」（38.9%）と、産業に関する分野が続いています。

満足度の高い項目（上位8項目）

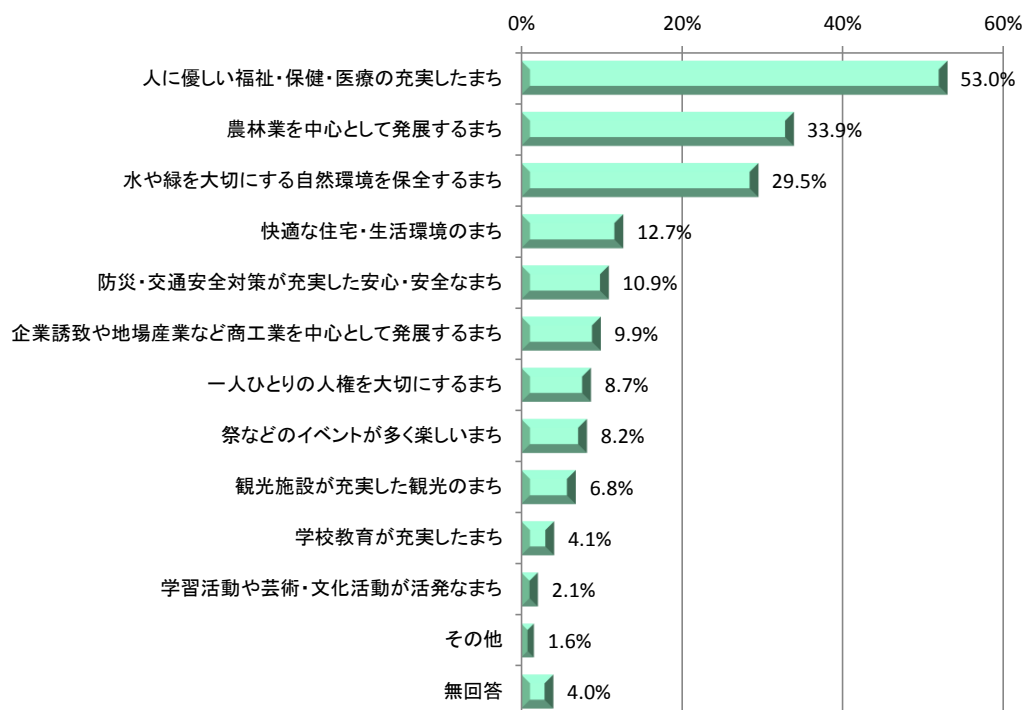
施策	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答	満足度
上水道	40.9%	43.0%	7.9%	3.5%	4.8%	83.9%
交通安全	22.4%	60.1%	10.0%	2.6%	4.8%	82.5%
防犯	21.1%	58.6%	12.5%	1.8%	5.9%	79.7%
防災・消防・救急	21.6%	58.0%	13.3%	2.8%	4.3%	79.6%
健康づくり	17.6%	58.6%	14.5%	1.3%	7.9%	76.2%
ごみ・し尿	27.3%	47.9%	17.8%	3.3%	3.6%	75.2%
学校給食	18.9%	53.2%	5.3%	1.6%	20.9%	72.1%
地域環境	14.5%	57.2%	17.6%	3.0%	7.7%	71.7%

不満度の高い項目（上位8項目）

施策	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答	不満度
公共交通	6.8%	26.0%	36.4%	26.0%	4.8%	62.4%
農業振興	5.4%	40.0%	32.3%	8.4%	13.8%	40.7%
林業	7.4%	40.9%	29.2%	9.7%	12.9%	38.9%
低所得者支援	8.4%	40.7%	30.3%	7.7%	12.9%	38.0%
行政運営	9.2%	39.7%	27.2%	9.6%	14.3%	36.8%
財政運営	6.4%	39.5%	27.0%	9.6%	17.5%	36.6%
介護保険制度	11.4%	46.3%	28.0%	7.1%	7.2%	35.1%
国民健康保険	10.5%	47.1%	26.4%	7.4%	8.6%	33.8%

3 今後の町の方向性

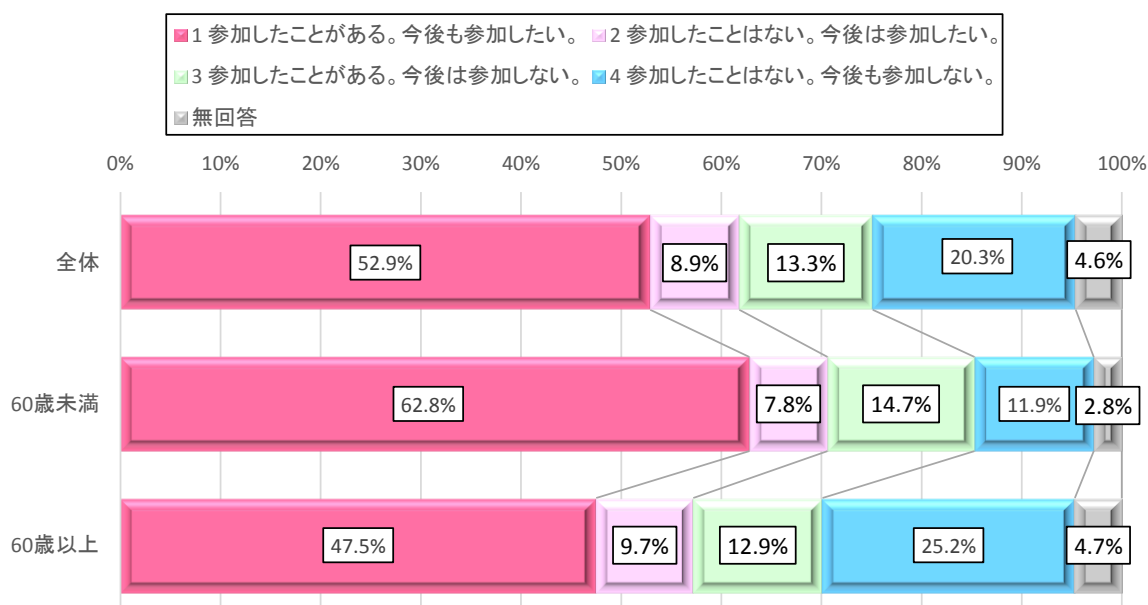
本町をどのような特色のあるまちにすべきかという設問に対し、「人に優しい福祉・保健・医療の充実したまち」(53.0%)が最も多く、次いで「農林業を中心として発展するまち」(33.9%)、「水や緑を大切に自然環境を保全するまち」(29.5%)が高くなっています。



回答者数=607

4 地域活動への参加意向

地域活動に今後参加したいと回答された方の合計は、6割を超えています。年代別にみると、60歳以上よりも60歳未満の住民のほうが高い参加意向になっています。



回答者数=607

第4節 住民意見交換会の結果

第2次総合計画策定にあたって、住民意見交換会を開催しました。平成27年10月1日に、公募により住民の皆様に参加いただき、前述の住民アンケートにおける低評価の施策分野の現状の取組みを町から説明した上で、今後の本町のあり方について意見交換いただきました。

意見交換の中で、課題として挙げられたのは、多くは少子高齢化が要因であるものでした。（運転ができなくなったときの交通手段や後継者不足など）

そうしたことを受け、今後打つべき対策として意見交換いただいたところ、単に町外から人を呼び込むための意見だけではなく、集落の集積や子育てしやすいまちづくりなど地域のあり方についての意見や、地域活動への住民の積極参加など行政だけに依存しないまちづくりについての意見など、住民と行政が協働してのまちづくりが重要であるという認識がうかがえる意見を多く聞くことができました。

また、産業振興においても、外部企業の誘致などの意見はなく、あくまでも地域資源を活かした本町らしい活性化を住民の皆様が望んでいることがうかがえました。

低評価であった町の施策について、町の取組みについての説明を聞いた感想をうかがったところ、「町は思っていたよりも取り組んでいると思った」という回答が多く、今後、行政は住民と情報共有しながら、地域資源を活かした協働のまちづくりに取り組んでいく必要性を感じさせる意見交換会となりました。

第5節 第1次総合計画の検証（概要）

第1次総合計画は、合併直後の平成18年度を初年度とする10年間の計画として策定しました。計画期間終了直前にあたる平成27年度に、第1次総合計画の進捗状況について、成果と課題について検証を行いました。以下は、その概要です。

1 暮らし豊かな生活環境づくり（生活環境）

三坂道路の開通などにより、道路交通の利便は飛躍的に改善しています。

しかし、バスの減便や廃線が進んでおり、公共交通の利便が低下しています。住民アンケートにおいても公共交通への不満が顕著であるものの、実情として利用者は減少しており、国・県の補助金や本町からの補助金による支援をくわえても、民間企業では採算が厳しい状況です。今後は、車を持たない（持てない）住民に対する、福祉、生活利便の支援を図ることで、公共交通の需要を補完することも検討する必要があります。

情報通信面では、町内全域にADSLが敷設されて、一定のICT環境が整備されています。

防災面では、自主防災組織が100%組織化されました。しかし、耐震補強の完了していない公共施設に対し、財源の不足などから迅速な対応が難しい状況です。各施設の稼働率を勘案しながら、効果的に対応を進める必要があります。

ごみ・し尿処理については、ごみは松山市に委託し、し尿は直営の環境衛生センターで処理していますが、ごみの委託については期限があります。委託期間後のごみ処理については、広域的なごみ処理について検討を進めていきます。人口減少によりし尿の処理量も減少してきており、広域での処理についても、前向きに取り組む必要があります。

2 魅力あふれる産業づくり（産業）

農業においては、道の駅天空の郷 さんさんの開業により、農産物の販路が増え、農家の収益拡大に寄与しています。また、久万農業公社で研修する農業研修生が、本町へ移住・定住し、農業の担い手確保につながっています。一方で、周辺地域の農地の担い手不足が深刻であり、集落営農の促進が急務ですが、人・農地プラン策定にかかる協議まで及んでいない地域もあります。

林業においては、久万林業活性化プロジェクトの成果により、素材生産量が飛躍的に向上しています。今後、持続可能な林業を推進する上で、木材生産を推進しながら「久万材」のブランド化を図ることにより、採算性の向上を図っていく必要があります。また、町内の森林は私有林が圧倒的に多いため、自伐林家を増やすことで、森林の保全と本町林業の規模拡大を図る必要もあります。

商工観光においては、道の駅 天空の郷さんさんの開業効果により、本町の交流人口は年間100万人ほど増加しており、都市との交流が大きく躍進しています。しかしながら、三坂道路の開通による利便向上が観光客の滞在時間減少につながる可能性があります。今後、本町の観光資源を一体的に発信する「高原ブランド」化による町内周遊ルートの確立や、通年観光を促進するイベントの検討などにより、日帰り観光であっても本町の魅力が伝わる取組みを行い、移住・定住の促進を図る必要があります。

3 安らぎとふれあいのある社会づくり（保健・福祉）

高齢者支援については、平成18年に地域包括支援センターを設置し、医・福・行政などが幅広く参加する地域包括ケア推進会議を実施しながら、高齢者が地域で安全・安心・健康な暮らしを送ることのできる体制整備に努めています。また、広大な本町においては、地域住民が互いに見守る体制が不可欠であることから、高齢者サロン活動の促進などによる地域コミュニティ機能強化が今後重要になってきます。

障害者支援については、「障害者総合支援法」が改正され、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう定められたところです。「久万高原町障害福祉計画」に定める事業を中心に、必要な福祉サービスの給付を行っています。

子育て支援については、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体的な提供により、子どもの居場所確保だけでなく、多様な体験や世代間交流が行われています。また、療育連絡会や要保護児童対策地域協議会の開催により、すべての子どもの最善の利益の保障に努めています。

地域医療については、プライマリ・ケアから救急医療までを担う久万高原町立病院の維持が、本町の最重要課題のひとつです。平成28年度より、他市町よりも好条件の看護学生への奨学金制度を創設するなど、人材確保に向けた取組みを進めています。

4 思いやりある人づくり・里づくり（教育・文化）

学校教育については、各幼稚園・小学校が同一敷地内にあることから幼小連携教育が図られていますが、小中・中高連携は今後一層の推進が必要です。また、児童の減少にともなう教育の維持は課題です。学校給食についても、質と採算性を維持するため、給食センターの集約を進める必要があります。

生涯学習については、地域コミュニティづくりや住民交流のための各種行事を推進しており、

地域によっては学校・公民館合同の運動会を開催するなど、地域住民が一体となれる取組みを行っています。しかしながら、今後、人口減少にあっても地域コミュニティの機能を維持するためには、地域のリーダーや指導ボランティアの育成が必要です。また、スポーツ活動や文化活動においても、地域資源を活用した取組みを通じ、住民の健康づくりや地域への愛着醸成を図っています。人権教育については、各種研修会の開催や教育活動全体を通じた人権・同和教育の充実を図ってきました。

5 みんなで築く豊かで明るい未来（行財政）

わが国全体が人口減少傾向にあるため、町・地域・住民一人ひとりだけでなく、近隣市町が広域的な取組みを行っていくことも不可欠です。

コミュニティについては、各自治会に活動補助金を交付するだけでなく、元気な地域づくり支援事業を創設し、自主的な活動推進を図ってきました。しかしながら、人口減少などにより活動休止する自治会もあるため、「小さな拠点」や自治会同士をつなぐ集落ネットワークの形成などにより、地域コミュニティ機能を維持し、地域の課題に住民自ら向きあえる地域づくりを推進していく必要があります。

広域行政については、松山地区広域市町連携によるプロスポーツ試合のイベントを行い、集客に取り組んでいます。また、平成28年に松山市が連携中枢都市圏として、新たな広域連携促進を行う予定であり、松山圏域である本町は、広域的な取組みを活用しながら都市機能の維持を図る必要があります。

第6節 第2次総合計画の策定方針

第1次総合計画策定時と比較して、行政が行うべき施策分野は変化してはならず、また、すべての施策分野において継続的に取り組むべき課題と責務があります。したがって、第2次総合計画は、第1次総合計画の体系を継承しながら、本章に記述した社会動向、概況、住民の意向、第1次総合計画の検証をもとに、第2次総合計画を策定することとします。

第2編 基本構想



第1章 久万高原町の将来像

本町は、豊かで清涼な自然環境に恵まれた穏やかなまちであると同時に、人口減少によりそれが脅かされている状況でもあります。したがって、本町の今後のまちづくりを考えていく上では、「ひと（本町住民や町外住民）」が定着し、「里（地域社会）」が安定し、それにより「森（自然）」を守ることが重要であり、それは、これまでもこれからも変わりません。

このことから、第2次総合計画に掲げる将来像において、第1次総合計画と同じキーワードである「ひと・里・森」を引き続き使うこととします。

しかし、第1次計画策定時よりも本町の人口や社会・経済は厳しくなっており、「ひと・里・森」を、次代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務は、地域同士・住民同士が連携してまちづくりに参画することなくしては、もはや果たしえられません。行政・地域・住民が当事者意識を持って連携しあいながら、現状に見合う地域の運営について考え実践していく必要があるのです。

このことから、これからの10年間は人口減少・少子高齢化の更なる深刻化、社会経済の状況などから財政的に厳しい時代を迎えることとなりますが、そうした時代を乗り切る新たな自治体制を形づくっていきたいという思いを含め、将来像を「ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち ～ 地域が手をとるあい まちを次代へ～」とします。

将来像

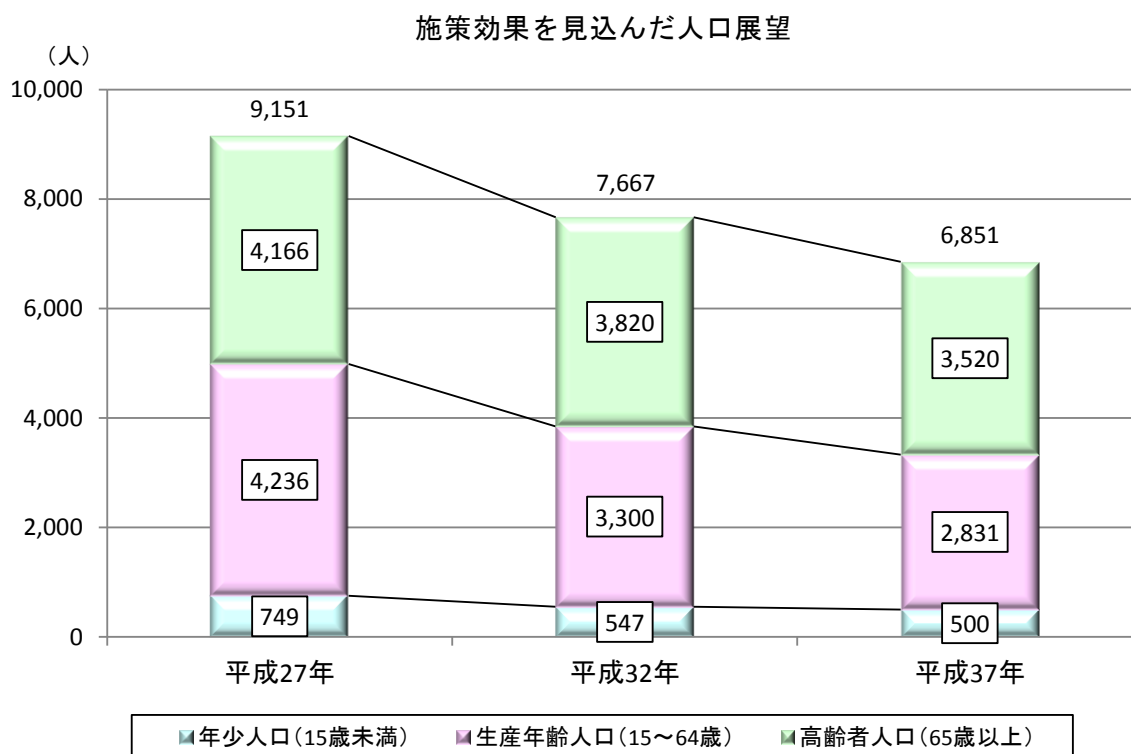
ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち

～ 地域が手をとるあい まちを次代へ ～

第2章 将来人口の見通し

平成27年度に策定した「久万高原町人口ビジョン」において、今後の人口の動向を推計しています。それによれば、現状の人口動向が継続した場合、本計画の最終年次である平成37年の本町の総人口は6,522人で、内訳は、年少人口（0～14歳）が416人、生産年齢人口（15～64歳）が2,653人、高齢者人口（65歳以上）が3,453人となる見通しです。年少人口比率は6.4%、高齢化率は52.9%と推計され、高齢者が人口の半数を超える見込みです（同推計によれば、平成32年までに高齢化率50%を超える）。

しかしながら、本町も人口減少・少子高齢化という課題に対して「久万高原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）などを策定しており、施策効果を見込んだ場合、本計画期間において以下のような人口の推移が見込まれます。



注) 平成27年は住民基本台帳実績。平成32年以降は、本町の実施した人口推計による値。

この推計は平成72年に一定の人口規模を確保することを見すえたものであり、本計画期間においては、上記の人口と実際の人口推移を見極めながら、きめ細かい施策の展開を行います。

第3章 土地利用構想

本町は町域全体を、市街地形成ゾーン、集落定住ゾーン、観光・レクリエーションゾーン、農業生産ゾーン、森林ゾーンに大別し、それぞれ次の基本方針を定め、今後土地利用を図ります。

1 市街地形成ゾーン

市街地形成ゾーンについては、道路網の整備充実をはじめ、公共下水道や公園などの基盤整備を進めます。さらに、快適な居住環境の確保に努め、町の景観形成のモデル地区として、周辺の整備充実や商店街の町並みづくりに努めます。

2 集落定住ゾーン

市街地形成ゾーン以外の集落地域については、過疎化・高齢化の進行が深刻であることから、道路や下水道の整備など集落環境の維持だけでなく、途切れない確かなコミュニティの構築が必要です。そのためには、公民館や商業の集積地など地域の「核」となりうる施設の整備と、それを中心とした生活機能の集約など、集落コミュニティ機能を形成・維持するためのまちづくりを推進します。

3 観光・レクリエーションゾーン

本町の観光資源の魅力を一体的に向上させるため、「高原ブランド」の確立を推進し、観光ゾーンの機能強化に努めるほか、観光施設の整備や未利用資源の開拓、多彩なイベントの開催など、豊かな自然環境・景観、貴重な歴史資源や風土とふれあえる多様な観光・レクリエーションの場の整備を進め、交流人口の拡大を目指します。

また、訪れた観光客に対しては、積極的に町の情報提供や特産物の販売を行い、さらには郷土料理を堪能できる施設などの整備も検討します。

4 農業生産ゾーン

農用地については、人と農地の問題の検討にあわせ、ほ場や農道、用排水施設の整備充実を図り、農業生産基盤の整備を進めるとともに、整備された優良農地の保全及び有効利用、さらには農用地の集積などに努め、地域の特性を生かした生産性の高い農業生産地として長期的に活用していきます。

5 森林ゾーン

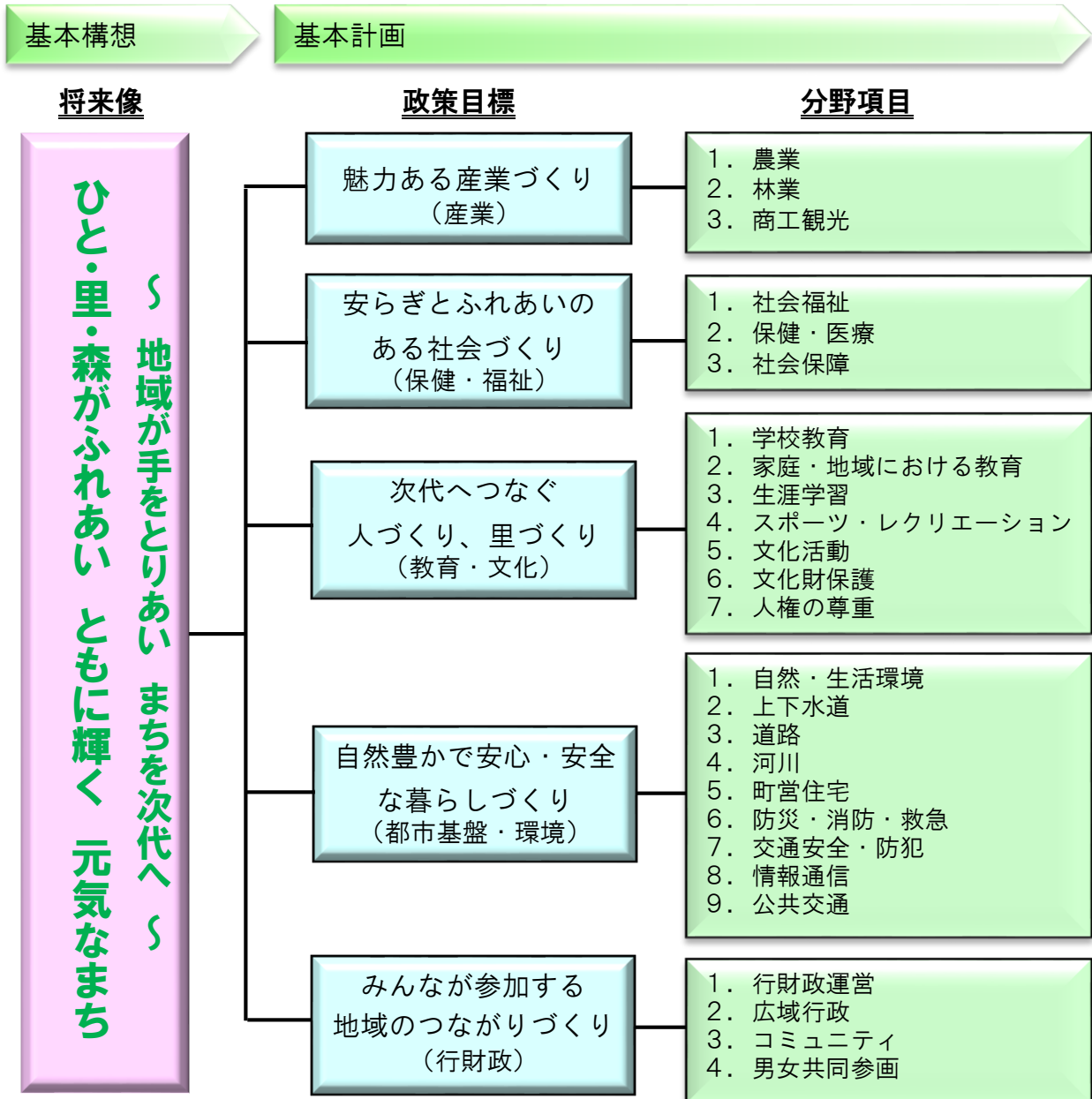
森林については、本町が有する自然環境、ひいては地球環境を保全する地域全体の財産ととらえ、その保護と育成を進めます。そのため、林道・作業道等の林業生産基盤整備や計画的な育林・間伐による国土保全・水源涵養など、公益的機能の保全や治山対策を図ります。

また、川沿いの場所には水資源の涵養強化のため、広葉樹の植林を進め、河川の水の保護とあわせて、住民のボランティア活動等による、紅葉や桜などの植栽を推進して、地域の名所となるように努めます。

第4章 計画の体系

将来像「ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち ～ 地域が手を取りあい まちを次代へ～」の実現のために、第1次総合計画の体系を再構成した以下の体系のもとに、施策を推進します。

計画体系図



本町は平成27年度に策定した総合戦略において、人口減少、地域活性化に対する施策を定めています。この戦略（平成27年度～平成31年度）は、第2次総合計画前期基本計画（平成28年～平成32年）とほぼ期間が一致し、また、第2次総合計画においても人口減少、地域活性化は重要課題です。

このことから総合戦略は総合計画を上位計画として、人口減少、地域活性化に特化した重点施策計画と位置づけ、一体的な施策推進を図っていくこととします。

総合計画と総合戦略の関連性

計画	第2次久万高原町総合計画	久万高原町 まち・ひと・しごと創生総合戦略
目的	まちの総合的な振興・発展を目的に、本町のすべての施策を網羅・体系化した計画	人口減少対策、地域経済活性化に特化した重点施策計画
基本目標の対応		
※総合戦略は分野横断的な取組みを多く位置づけているため、あくまでも主だった施策による対応。	魅力ある産業づくり（産業）	本町の特性を活かした産業振興と雇用創出 新しいひとの流れづくり
	安らぎとふれあいのある社会づくり（保健・福祉）	結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
	次代へつなぐ人づくり、里づくり（教育・文化）	いつまでも元気で暮らせる地域のつながりづくり
	自然豊かで安心・安全な暮らしづくり（都市基盤・環境）	
	みんなが参加する地域のつながりづくり（行財政）	

第5章 計画の大綱

本計画の体系に定める5つの政策目標について、以下の大綱にもとづき、施策を展開します。

1 魅力ある産業づくり（産業）

本町のまちづくりにおいては産業の維持が最重要課題であり、人口減少にあっても持続可能な産業基盤の確立を図ります。

農林業においては担い手不足が顕著であり、産業基盤である農地や山林の維持・管理のためにも、集落営農や林業における施業団地化を推進します。また、6次産業化や付加価値向上を図ることで本町の農林産品の魅力向上を図り、基幹産業である農林業の発展を促します。

また、商工観光においては「道の駅 天空の郷さんさん」が交流人口増加のために重要な機能を果たしていることから、農林商工連携や交流体験事業を行うだけでなく、四国カルストや石鎚山、面河溪など、全国に誇る本町の自然資源や文化施設などとの連携による周遊観光の推進など、本町の魅力を一体的に発信する取組みを行い、「高原ブランド」の確立を図ります。そうした取組みを通じ、本町への移住・定住に関する取組みにつなげます。

2 安らぎとふれあいのある社会づくり（保健・福祉）

高齢化率が45%を越えている本町において、地域コミュニティ機能の維持していくためには、保健・福祉の維持・充実が不可欠です。

地域医療の中核である町立病院の維持及び人材確保に取り組みながら、福祉人材の確保や地域におけるサロン活動の促進により、行政・関係機関・地域が連携し、点（個人への支援）から面（地域一体ぐるみの支援）的支援を推進することにより、地域包括ケアシステムの確立を図ります。また、そうした地域のネットワークを、障害者支援、子育て支援、低所得者支援など、社会的支援を要する住民に対しても活用することにより、すべての人が安心して暮らせる地域を目指します。

3 次代へつなぐ人づくり、里づくり（教育・文化）

子どもへの教育の充実は、人格形成において重要であるだけでなく、地域への愛着を醸成し、将来の本町を担う人材の輩出にもつながります。本町の有する美しい自然と豊かな歴史や文化を尊重し、ふるさとを愛する心を育てながら、知性と教養を高め、互いに学びあい、21世紀の社会を力強く生き抜く力を培います。

また、すべての住民が、一人ひとりの生命と人権を尊重し、ともにいたわりあい助けあう心を醸成します。そして、住民が笑顔あふれる生活を築いていくために、健康な生活習慣を身につけ、スポーツに親しむことのできる環境を整備します。

こうした取組みを通じ、地域の良さを生かしながら、勤労にはげみ、郷土の発展に努力する人づくりを推進することで、本町を次代へ継承していきます。

4 自然豊かで安心・安全な暮らしづくり（都市基盤・環境）

本町の持続的発展のためには、地域資源である豊かな自然を保全しながら、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

環境保全のための取組みとして、19品目にわたるごみ分別の推進による3R活動、省エネルギー推進や新エネルギーの導入などに精力的に取り組んでおり、今後、木質バイオマス熱利用などによる新エネルギー導入をさらに推進することで、「エコエネルギータウン」として持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路、簡易水道、町営施設など、公共施設の老朽化が進むことが予想されることから、人口減少の中、限られた財政で効率的な維持・運営を進めます。また、情報通信については、移住者や外国人観光客のニーズも高いことから、利便向上に取り組めます。

人口減少は、防災・消防・救急や交通安全・防犯などの活動の担い手にも影響するため、地域・住民の連携を図りながら、適切な体制整備を推進します。

近年、バスなどの公共交通の運行本数減少により、子どもや高齢者の生活利便が低下しており、今後、公共交通の維持に取り組みながら、買い物など生活利便を維持する補完的な取組みを検討し、総合的な生活環境整備を図ります。

5 みんなが参加する地域のつながりづくり（行財政）

地方分権改革やさまざまな制度改正の進展により、行政の事務負担は増加傾向にあり、効率的な行政運営のために、行政改革大綱のもと、絶えず適切なあり方を検討します。また、財政は今後、さらに厳しい状況となることが予想されるため、町単独で実施の難しい事業については広域連携を行うなど、限られた財源の計画的・効率的運用を推進します。

また、人口減少により活動休止する自治会が出るなど、住民による地域運営のあり方を再検討する必要が出ています。地域性に違いがあることなどから自治会の再編は困難であるため、地域ネットワークの構築や小さな拠点への生活機能集約など、本町の地域コミュニティ機能を維持する取組みを推進します。くわえて、地域へ移住・定住を希望する町外住民の交流や定着を支援し、地域で世帯を持つ希望をかなえるための結婚支援など、地域を担う住民増加に取り組めます。さらに、社会のさまざまな場への女性の参画を支援します。

第3編 基本計画

(前期基本計画 平成28年度～平成32年度)



第1章 魅力ある産業づくり（産業）

第1節 農業

1 農業振興

現状と課題

本町の農家戸数は1,513戸（2010年世界農林業センサス）で、販売農家はその約半数の796戸です。農家戸数は長期的に減少傾向が続いていますが、減少の内訳は自給的農家・兼業農家为中心で、専業農家は増加しています。また、農地の利用状況は、経営耕地面積663haのうち田435ha、畑202ha、樹園地26ha、となっており、農家の減少にともない経営耕地も減少傾向にあります。くわえて、本町の地勢はいわゆる中山間地であり、深い谷間の傾斜地を開いた棚田畑も多く、農地の集積が容易でない地区も少なくありません。

こうした農業構造の中で、集落の過疎化・高齢化が進んでおり、農業の担い手不足が深刻化し、遊休農地も増加傾向にあります。特に人と農地の問題に対しは、平成27年時点で15地区において「人・農地プラン」を策定しており、担い手農家や久万農業公社で行う新規就農研修生に対する農地集積など、農地の流動化に関する取組みが進められています。その一方で、前述の棚田畑など集積が容易でない農地については、「人・農地プラン」の策定が難航しています。

また、農業経営の形態については林業との複合経営が多く、水稻やトマト・ピーマン・大根・ネギなどの高原野菜の生産や、四国カルストを利用した畜産、また、高原の特性を生かした観光農業などが営まれています。くわえて、平成26年に「道の駅 天空の郷さんさん」が開業し、年間約100万人の交流人口増加にともない、農家の販路拡大・収入向上につながっています。

これらの現状から、認定農業者などへの農地の集積を通じた経営規模の拡大や、集落営農など農業の団地化促進を進め、生産コストの効率化や農産物ブランド化による付加価値向上、6次産業化への展開に努める必要があります。

また、高原の特性を生かした都市農村交流事業や町内外からの新規就農者募集など、担い手確保への一層の取組みが必要です。



かかしの里づくり

基本方針

農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを目的として、農業振興地域整備計画に即した土地利用の確保に努めるとともに、地域による優良農地確保を推進するために、「人・農地プラン」の策定を推進し、集落営農の促進につなげます。

また、本町の高原農産物のPRや、特産加工品の開発などによる6次産業化に取り組むとともに、現在取り組んでいる環境保全型農業をさらに推進することで安心・安全面からの付加価値向上を図ります。

くわえて、営農支援センターを中心に、各関係機関、団体の緊密な連携のもと、担い手の育成・確保、新規作目の研究・開発、都市農村交流事業の推進等地域農業振興のため企画提案、有害鳥獣対策を行うなど、総合的な農業支援対策を進めます。

施策

- ① 集落営農組織を育成し、農地の有効利用と集落機能の維持発展に努めます。
- ② 効率化により経営規模拡大を志向する認定農業者及び新規就農者と、高齢化などの理由により規模を縮小する農家との間で、農地の賃借などにおいてその役割分担を図りつつ、地域農業の維持・発展に努めます。
- ③ 久万高原清流米、高原野菜などの環境保全型産地の定着（ブランド化）を図りながら、新たなブランドの立ち上げにより、農産物の付加価値向上や6次産業化への展開などを推進し、農家の収益向上に努めます。
- ④ 遊休農地などを利用して、体験農園の開設や都市住民との交流など、グリーンツーリズムを推進し、農地の遊休化防止対策と農山村地域の活性化に努めます。
- ⑤ 久万農業公社が行う新規就農研修制度により担い手を確保するとともに、Uターンによる就農や定年退職者の就農等、定着に向けて積極的な政策に取り組みます。
- ⑥ 鳥獣被害に対し、農業者・行政・関係団体など関係者が一丸となった被害防止対策を強化するとともに、専門家の助言・支援により、捕獲と防護施設の設置だけに頼らない被害対策に努めます。

2 農業基盤整備

現状と課題

本町の農業基盤整備については、地形的な制約から、ほ場、道路、用排水路などの農業生産基盤整備に困難がとれない、作業環境の悪さ、生産性の低さの一因となっています。

特に人手がかかり、重労働をともなう棚田地域では、高い生産コストと過疎・高齢化の進展により、耕作放棄地が増大し、棚田の崩壊や荒廃による治水・砂防機能の低下など多くの問題が指摘されているところです。

しかしながら、農業基盤整備は、単に農業経営の安定だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能維持につながるため、地形的な制約のある地域においては、現状を考慮しながら農業基盤整備の検討を行います。

基本方針

農業農村整備は、安定した農業経営と安住の実現を促進していくうえでの基盤となるものであり、水資源の適切な確保や、地域の活性化対策、地域間格差の是正などを念頭に置き、地域の実情に即したかんがい排水、ほ場整備、農村環境整備、農地保全整備などの事業を推進します。

また、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など、多面的機能を保全するとともに、地域住民などによる土地改良施設や農地の維持管理活動の促進を図ります。

施策

- ① 農業生産の基礎となる農地のほ場整備や道路、頭首工・用排水路などの農業用排水施設の整備を促進します。
- ② 町全域を対象として、従来の農業施設のみでは困難な都市との交流、定住条件の整備、就業機会の創設などに資する中山間地域総合整備事業を促進します。
- ③ 農用地又は農業用施設の災害発生防止などのため、必要なため池の改修及び地すべり危険箇所への対策を促進します。
- ④ 棚田地域などの小規模の農地は、県単独土地改良事業などにより、農地の保全管理事業の整備を促進します。

第2節 林業

現状と課題

本町の林野面積は52,380ha（2010年世界農林業センサス）で、総土地面積の89.7%を占めています。このうち、民有林は43,010ha（82.1%）、国有林は9,370ha（17.9%）です。民有林の内訳は、私有林が37,827ha、公有林が3,150ha、独立行政法人などによる所有林が2,033haと、ほとんどが私有林です。人工林率は85.6%（平成23年時点）と、県平均と比較して高いものとなっています。



森林施業風景

また資源構成は、11齢級（林齢50～55年生）をピークとしたピラミッド型になっており、スギ 59.3%・ヒノキ 25.8%で構成されており、スギの割合が県平均の29.7%を大きく上回っています。

しかしながら、本町の基幹産業である林業は、林業就業者の高齢化、木材価格の長期低迷・生産コストの高騰などのため、間伐による収益を得ることは困難な状況にあることや、不在地主の増加などにより、適時の森林管理に課題があります。

こうした中、愛媛県・久万高原町・久万広域森林組合の連携により、森林管理や森林施業の受委託による施業の団地化など効率化を図り、地域林業・地域社会経済の活性化を実現する「久万林業活性化プロジェクト」に取り組んできた結果、生産効率が飛躍的に向上しました。しかしその一方で、生産量の増加から、管内の原木市場の受入れが困難になるケースも発生しています。こうしたことから、価格と量が安定した供給体制の構築が必要であるとともに、本町林業を持続していくためには、生産体制だけでなく、担い手の確保も必要です。

また、平成27年より県内において木質バイオマス発電所の設立に着手しており、今後、本町の未利用材などの受入れ先として期待され、間伐の収益改善など林業経営の向上につなげる必要があります。

森林は、木材などの林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止、環境保全、保健・文化・教育の場の提供、良好な生活環境の保全など、本町の住民生活に深く根ざす多面的機能を有しているため、地域コミュニティ機能維持のためにも、森林資源循環型社会の構築や持続可能な森林経営を行う必要があります。

基本方針

地域産材の需要拡大を図り、地域が一体となった素材生産から加工・流通に至る一環体制を推進するとともに、計画的な森林整備、高性能林業機械の導入や、林業経営体・自伐林家の強化育成による生産力向上を図ります。また、安定した価格での流通のために、付加価値向上が不可欠であることから、優良材生産技術の伝承や森林認証制度の活用などにより新たな「久万材ブランド」の確立を図ります。

生産体制の安定、付加価値向上を通じ、原木市況に左右されない安定した価格と量を供給できる、持続可能な林業経営体制の構築を推進します。

施策

- ① 森林の有する多面的機能が持続的に発揮される、健全な森林づくりを推進します。
- ② 木質資源の循環利用を促進します。
- ③ 安定した生産体制と付加価値の向上を図ることで、久万材ブランドの確立を図ります。
- ④ 人材の育成確保及び雇用の拡大を図り、林業の担い手確保を推進します。
- ⑤ 森林の多面的機能を活用し、地域づくりと一体となった森林づくりを推進します。

第3節 商工観光

現状と課題

本町の商業は、卸売・小売店のほとんどが家族経営の小規模店であり、過疎化・高齢化・消費者ニーズの変化、また、三坂道路をはじめとした道路交通網の整備による消費者の町外大規模商業施設への流出などにより、後継者不足や空洞化がみられ、商店数は減少傾向にあります。

工業は、農林業と関連した食料品、木材・木材製品の製造業が主ですが、50人を超える従業員規模の事業所はありません。

観光面では、平成26年に開業した「道の駅 天空の郷さんさん」が、年間約100万人の観光入込客数を誇っており、本町の交流人口は倍増しています。観光面の魅力はそれだけではなく、西日本最高峰の石鎚山、国指定名勝の面河溪、日本三大カルストのひとつ四国カルスト県立自然公園、国指定特別天然記念物八釜の甌穴群など、天然の観光資源や、上黒岩岩陰遺跡をはじめとする多くの遺跡・史跡や久万美術館、天体観測館、山岳博物館などの文化施設、ラグビー場やスキー



1万体制以上のひな人形が彩る『くままちひなまつり』

場などのスポーツ施設も有し、魅力ある地域資源にあふれています。くわえて都市との交流にも取り組んでおり、農業公園アグリピアなどにおいて農業の体験事業などを精力的に行っています。

しかしながら、こうした魅力ある資源・取組みの発信はこれまで個別的であり、三坂道路の開通による交通利便の向上から、日帰り観光へのシフトや滞在時間の短縮につながっており、今後は、観光ニーズにあわせて地域資源を組み合わせるなど、より効果的な観光振興のあり方が求められています。

このような観光振興から、将来的な移住・定住を見すえた観光振興の取組みが必要です。

基本方針

既存企業の経営支援体制の強化や、ICT環境整備などによる新たな企業が参入するための産業基盤整備を推進します。また、農林商工連携による6次産業化を推進することにより、地域資源を活用した産業振興を促進します。

交流人口の増加を図るために、本町の地域資源を一体的に発信できる「高原ブランド」の確立や、通年誘客のためのイベントの検討、インバウンド観光の推進、着地型旅行商品の造成などを通じて、本町ならではのエコツーリズムを推進することで、交流人口の向上を図ります。

施策

- ① 商工業者・商工会などが取り組む事業の支援を行い、商工関連施設の整備についても関係団体などと連携して事業推進に努めます。
- ② 農林商工連携のもと、一次製品の6次産業化を推進し、地域資源を活用した産業振興を図ります。
- ③ 新たな企業誘致を見すえ、ICT環境の整備など産業基盤整備を推進します。
- ④ 地域資源を総合的に発信するため「高原ブランド」の確立を図るとともに、通年誘客に向けたイベント、スポーツ施設の活用、インバウンド観光の推進、着地型旅行商品の造成など、関係機関との協力のもと、エコツーリズムを推進することで、本町ならではの観光振興を推進します。
- ⑤ 景観計画策定により、景観まちづくりのための制度を整備し、自然景観の保全や屋外広告物

などの規制誘導を推進します。

- ⑥ 周辺市町などとの連携により、広域的な周遊ルートの開発に努めます。また、県や松山圏域が行う広域的な観光振興事業に対し、本町の魅力を活かした企画で参画することで、本町へのひとの流れを創出します。

第2章 安らぎとふれあいのある社会づくり（保健・福祉）

第1節 社会福祉

1 高齢者支援

現状と課題

本町は高齢化率が45%を超えており、独居の高齢者や高齢者世帯が増えて、高齢者が高齢の親を介護するといういわゆる老老介護の状態がみられるなど、家庭での介護力が低下しています。こうした状況にくわえ、本町は愛媛県下で最も広大な面積を有することから、高齢者を介護している家族の精神的、身体的負担への支援のためには、行政だけではなく、地域が一体となって高齢者を見守り支えあう体制を整備する必要があります。



サロン活動

このため、地域包括支援センターを中心に、行政・関係機関・地域が連携して高齢者を支援する体制整備に取り組んでいます。

また、本町は愛媛県下でも特に高齢化が進行していますが、同様の傾向は全国的なものであり、これに対し愛媛県はCCRCの構築などの検討を進めております。今後、高齢者が地域で健康に安心して暮らしていくための体制整備にも取り組んでいく必要があります。

※CCRC：都市圏に住む高齢者が、健康なうちから地方に移住し、活動的な生活を送るとともに、医療・介護が必要なときには継続的なケアを受けることができる地域づくり。
Continuing Care Retirement Community。

基本方針

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、行政・関係機関・地域が緊密に連携する地域包括ケアシステムを確立します。また、移住してきた高齢者に対しても、速やかに地域に定着できるよう支援を行います。

また、地域が高齢者を支えるために、地域ケア会議やボランティア育成だけでなく、地域におけるサロン活動を促進するなど、点（個人への支援）だけでなく面（地域全体への支援）的な支援を行うための地域支援ネットワークを構築します。

施策

（1）地域包括支援の充実

- ① 高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるよう、地域包括支援センターを相談

窓口として、行政・地域・医療福祉など関係機関の連携を図りながら、地域包括的な支援体制を強化します。

- ② 高齢者が安心して暮らせるまちづくりのために、介護予防や生活支援、認知症対策などを推進します。

(2) 地域における支援体制の構築

地域の高齢者を支える体制づくりのため、行政・関係機関だけでなく、地域住民同士が見守り支えあう地域支援ネットワークの構築を推進します。

2 障害者支援

現状と課題

障害の有無に関わらず、すべての人々が自らの決定・選択にもとづき、地域において自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域生活への移行に向けた取組みを一層推進することが求められています。

また、多様化するニーズに応えるため、相談支援、地域生活や就労の支援、社会参加の促進など、ライフステージに応じた支援を行うとともに、地域社会が一体となって、障害のある人が地域で生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

そのために、住民や企業・事業者などの理解と協力を促進するとともに、保健・医療・福祉・学校教育・子育て支援などとの連携を強化し、障害の早期発見や早期療育に努める必要があります。さらに、自立に向けた在宅支援サービスや相談体制などを充実するとともに、公共施設や道路の改修など、ハード面のバリアフリー化も促進していくことが求められています。

基本方針

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、きめ細やかな支援ができるよう、行政・関係機関・地域の総合的連携のもとに生活支援の充実に努めます。また、障害のある子どもについては、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・療育・教育の推進を図り、基本的生活習慣の確立などを通じ、就労など社会参加へとつなぎます。

施策

(1) 療育体制の充実

- ① 障害児の心身の調和のとれた発達を促進し、個性や可能性を伸ばす保育・療育・教育体制の充実を図ります。
- ② 早期に適切な医療を行うため、医療・子育て支援と連携しながら、保健指導の充実を図ります。
- ③ 保健・医療・福祉・子育て支援などと連携しながら、就学前教育の支援充実を図ります。

(2) 在宅福祉サービスの充実

在宅で療養する障害者（児）の日常生活援護と介護家族の負担軽減のため、ホームヘルパーの

派遣やボランティアによる支援の充実を図ります。

(3) 人にやさしいまちづくり

障害者が安心して快適な生活を営むことができるよう、町内の公共施設やその他の施設のバリアフリー化を促進するとともに、地域防災・防犯などにおいても支援体制を整備します。

3 子育て支援

現状と課題

わが国全体の課題である少子化の背景には、経済環境や家族のあり方の変化にともなう、核家族や共働き世帯の増加がありますが、本町においてはそれらにくわえ、過疎化による地域人口の減少も、家庭や地域の養育、教育機能の低下に拍車をかけており、本町の子どもを取り巻く環境は厳しいものになってきています。

また、子どもたち自身を取り巻く問題として、SNSやスマートフォンなどの普及にともなうコミュニケーション・ツールの変化による交流環境の激変や、保護者の就労の不安定さや経済状況の厳しさなど貧困が子どもの生活に影響を及ぼしている点も懸念されます。

こうしたことから、地域ごとに子どもの置かれる環境の格差、子どもが地域の人たちと交流する機会の減少など、子どもの成長のために考えるべき課題は数多く存在しています。

このような状況の中で、安心な妊娠・出産環境を整備し、妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するための支援を、行政・関係機関・地域が協働で行う必要があります。

こうした取組みを通じ、子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもの健全育成のための施策を充実する必要があります。



保育園の風景



NIKONIKO館の風景

基本方針

子どもの最善の利益を実現するために、子どもの健全育成に向けた施策を推進します。また、妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児に対する切れ目ない支援を、行政・関係機関・地域が協働しながら推進します。

施策

(1) 子ども・子育て家庭への支援

- ① 妊娠・出産・育児期間中の母子の健康及び保護者の負担間の軽減を図るため、訪問指導や相談の場を充実します。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発により、家庭における子育ての協働を促進します。

(2) 地域における子育て支援

- ① 幼稚園・保育所・放課後児童クラブ（放課後子ども教室）などにおける教育・保育の質の向上や、ニーズに応じた保育サービスの検討を進めることにより、子どもの居場所の確保及び健全育成に努めます。
- ② 要保護児童地域対策協議会などを通じ、虐待の未然防止・早期発見を推進し、行政・関係機関・地域が一体となった早期対応・支援を行います。
- ③ 高齢者など地域住民が参加するイベントや、中高生の乳幼児ふれあい体験、地域が参加する運動会の実施など、コミュニティ強化にもつながる世代間交流を推進します。

第2節 保健・医療

1 健康づくり・食育推進

現状と課題

本町は、死亡や要介護の原因の上位を生活習慣病が占めており、医療費や介護給付費も年々増加傾向にあります。こうした状況を改善するためには、生活習慣病の早期発見・早期治療にとどまらず、生活習慣の改善に努めるなど「一次予防」に重点を置いた取組みが重要です。発症の要因となる生活習慣は乳幼児期に培われ、その後の生活のあり方に大きな影響を与えるため、食事だけでなく、適度な運動で筋力アップや骨折を予防し、よい睡眠をとることや生活リズムを整えること、喫煙をしないこと、口腔ケアを実践することなど、正しい生活習慣を身につけていくことが将来の疾病の発症予防につながります。こころの健康に関しては、自殺率が県下で最も高かったことから、平成19年度より県の地域自殺対策事業のモデル地区として県や医療機関と連携しながらこころの健康づくりに取り組んできた結果、近年の自殺者の減少等の成果を得ることができました。しかし、依然として男性の自殺者は県の平均を上回っていることから、引き続き、対象に応じたきめ細かな支援が今後も必要と考えます。

また、本町では「朝食摂取」「食事バランス」等、よい食生活の基本となる事柄に問題がみられます。また、郷土料理への関心の希薄化がみられ、更なる地産地消の推進に取り組む必要があります。心身ともに健康でこころ豊かにいきいきと過ごすためには、健全な食生活を実践できるよう食育を推進していくことが大切です。



基本方針

住民自らが健康意識を高め、健康増進に取り組むため、一次予防に重点を置いた住民参加型の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸や医療費の削減に取り組めます。

また、本町の恵まれた自然、文化や温かみのある地域のふれあいなどの特性を、大切な資源ととらえた食育を推進します。

施策

- ① 生活習慣病対策として、発症予防から、早期発見・早期治療、重症化予防に至るまで一貫した取り組みを行います。
- ② こころの健康を守る対策はもちろん、孤独感が高くストレスを多く感じ、相談相手がない割合が高い10歳代・50歳代への取り組みを強化し、自殺の減少を目指します。
- ③ 骨折・転倒予防の対策に力を入れ、要介護認定率の減少を図り、高齢者に限らず若年層から十分に骨を強化する取り組みを推進します。
- ④ タバコと健康についての正しい知識の普及啓発とともに、禁煙や受動喫煙に対する取り組みを推進します。
- ⑤ 正しい歯みがき等の知識の普及啓発に努め、かかりつけの歯科医師を持つことや定期的に歯周病検診を受診することを推進します。
- ⑥ 健やかな食生活を送ることを目指し各年齢層に応じた取り組みを行っていきます。また郷土料理の継承・地産地消の推進をすることで住民の地域への愛着を醸成します。

2 地域医療

現状と課題

本町の医療機関は、町立病院（一般病床47床、療養病床30床）を中核的施設として、地域医療ネットワークが構築されています。

しかし、広範な町域面積と高齢化に対応した医療提供の維持には、医師の地域偏在、診療科目の不足、医療スタッフの不足など多くの課題があります。町立病院における大学病院の地域サテライトセンターとしての研修医受入れや、看護師確保を目的とした奨学金制度の設立など、人材確保と地域医療確立のための取り組みを行ってきました。

地域医療の維持は、本町の地域コミュニティ機能の維持に直結する問題であり、人材確保と広域連携の可能性の模索を継続し、町立病院を中核とした医療ネットワークの確立・維持をしていくことが、本町の最重要課題です。また、病院施設の中でも、町立病院と面河診療所は、本計画期間中に築40年が経過するため、改善・維持修繕による安全性の確保が必要になります。



久万高原町立病院

基本方針

町立病院は、地域医療の中核病院として医療水準の維持・向上に努めるとともに、行政・他の医療機関・町外の医療機関と連携し、地域包括ケアシステム及び広域医療ネットワークの確立に努めます。

施策

- ① 町立病院を地域医療の中核として、地域医療機関とのネットワーク構築を推進するとともに、高齢者が安心して地域で暮らすための地域包括ケアシステムにおける役割を果たします。
- ② 医師及び看護師など医療人材の確保に取り組みます。
- ③ 施設の老朽化に対し、安全に運用できるよう、改善・維持修繕を行います。

第3節 社会保障

1 介護保険制度

現状と課題

平成12年度に始まった介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、事業者によるサービス供給と利用者のニーズを適切に結びつけるケアマネジメントの仕組みにより、介護基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。しかし、急増する給付費の抑制やサービスの質の確保などの課題が顕在化しており、平成26年から、社会保障と税の一体改革が行われ、介護分野においては、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化することや、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げることが定められました。この改革において、高齢者と密接に関わる保険者の役割は、より大きなものとなりました。

このような状況の中、介護保険に対する住民の信頼と安心を保っていくためには、要介護認定の適切な実施、財政運営の健全化を通じて、介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、制度の内容、サービスの種類、利用方法などに関する普及啓発や、サービスに対する相談、苦情解決への対応を充実させることで、住民の積極的かつ容易な利用が図られるよう取り組むことが必要です。

基本方針

介護保険制度を円滑に運営するため、介護サービスの質と量の充実、情報提供や相談体制、介護保険給付費の適正化を図ることにより、地域において安定したサービスが提供される体制を構築します。

施策

(1) 介護保険制度の円滑な運営

- ① 介護保険制度の周知とサービス内容に関する広報活動に努めます。
- ② 介護保険事務の効率化、保険給付費の適正化及び保険料収納率の向上に努めます。

(2) 介護サービスの提供と体制づくり

- ① 要介護等高齢者の自己選択や自己決定権を保障し、単に介護面だけをサポートするのではなく、生活支援の観点から、ニーズに即した多様なサービスを組み合わせ、生活が維持されるよう、公正で公平なサービスを提供することに努めます。
- ② 介護サービスに関する相談体制の充実に努めます。

2 低所得者支援

現状と課題

低所得者支援としての生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念にもとづき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした公的扶助制度です。本町はその制度理念に則り、低所得者支援を実施してきました。また、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法にもとづき、自立相談支援事業を核として、就労準備支援事業、家計相談支援事業など、生活困窮者の相談体制の充実に努めました。

今後も低所得者世帯が経済的に自立できるように、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていくことが重要です。保護の適正化に努めるとともに、民生児童委員、関係機関などと連携を密にし、生活困窮者に対する自立支援、相談機能の充実に努めます。

基本方針

自らの力では生計の維持が困難な人たちが、健康で文化的な生活が営めるよう経済的援助の適正実施を行うとともに、各世帯の実態に応じた生活相談や指導の充実に努め、自立の助長を支援します。

施策

- ① 民生児童委員や社会福祉協議会など関係機関との連携を密にすることで、面接や相談機能を充実し、生活困窮者の実態を把握し、生活保護世帯の状況を的確にとらえ、生活保護制度による保護の適正実施に努めます。また、生活困窮者について庁内会議を設置し、生活困窮者支援制度にもとづく自立支援制度を積極的に運用します。
- ② 各種社会保障制度や生活福祉資金制度などに関する助言や指導を行い、生活保護に至らない低所得者に対しても生活の維持安定を図ります。

3 国民健康保険

現状と課題

わが国の医療保険は職域に応じ、事業所などで働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがあり、町民の健康管理と健康増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展などにより、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険の財政状況は厳しい状況にあります。愛媛県において、平成30年度に国保事業の財政運営責任などが市町村から県へ移管されるため、本町においてもそれに向けた取組みが必要になります。

また、平成20年度から導入された後期高齢者医療制度について、保険者は愛媛県後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の収納事務、資格取得、給付申請、各種相談、広域連合への進達事務などは町が行っています。

これらについて、保険税・料収納率の維持・向上を図りつつ、被保険者の疾病予防の啓発に努め、健康寿命を延ばすための取組みが求められています。

基本方針

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な運営を確保するために、収納率の維持・向上を図るとともに、保健・福祉・医療の連携やデータヘルスの事業の推進などにより、疾病の予防・早期発見に努め、医療費の適正化を目指します。

施策

- ① 国保データベース（KDB）システムを積極的に活用して、保健・福祉・医療の連携のもとデータヘルス計画の実施など効果的な保健事業を展開し、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化に努めます。
- ② 収納率の向上に努め、財政基盤の安定強化を図ります。

4 ボランティア・NPO

現状と課題

本町では、社会福祉協議会を中心にボランティア活動が展開されていますが、人口減少・少子高齢化の進行や地域コミュニティ機能の維持のため、ボランティアやNPOの重要性は今後ますます高まります。

ボランティア・NPO活動は、協働のまちづくりの基盤であり、今後も推進体制の確立を図り、活動の活性化に努める必要があります。

基本方針

社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、ボランティア情報を積極的に収集しマッチングする体制整備や、地域活動を支えるNPOの立ち上げなど、住民が支えあう地域づくりを推進します。

施策

- ① 社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア・NPOに関する情報を収集し、情報提供する仕組みを確立・推進します。
- ② 地域活動を支えるボランティア・NPOの育成と活動普及に努めます。

第3章 次代へつなぐ人づくり、里づくり（教育・文化）

第1節 学校教育

1 学校教育

現状と課題

本町の学校教育関連施設は、小学校9校（幼稚園9園）、中学校2校となっており、主要施設はほぼ整備されています。しかし、校区が非常に広いため、遠距離通学の児童生徒が多く、交通機関を利用した通学費の負担が大きいことや、自転車通学などの交通安全、不審者対策など、地域特有の問題を抱えています。

学校教育は人格形成の重要な意義を持つため、今後も教育内容の充実だけでなく、国際化、ICTの浸透、環境保全、ふるさとを愛する心の醸成への要請などに対応した学習の充実を図ることが求められています。

また、近年増加のみられる発達の問題についても、一人ひとりの課題に即した特別支援教育を充実することが求められます。



授業風景

基本方針

「日本国憲法」「教育基本法」「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」にもとづき、子どもを中心にすえ、一人ひとりのすばらしい人格の完成を目指します。また、公教育の公平性・平等性を維持し、国民として共通に身につけなければならないことを確実に身につけるよう、組織的計画的な学習を行う場としての学校の特質に立脚しつつ、学校の実体に即して、ゆとりある教育環境の整備と教職員の資質向上を図ることにより、21世紀をたくましく生き抜く力の育成に努めます。

施策

- ① 子どもの確かな学力の定着を図り、コミュニケーション能力の向上を目指します。
- ② 豊かな感性と思いやりの心・自己肯定感を育み、いじめや不登校を防止し、乗り越える力を育てます。
- ③ 健康教育と食育を充実し、体力づくりに努め、心身ともに健康な子どもの育成に努めます。
- ④ 一人ひとりの発達課題に即して特別支援教育を充実させます。

2 学校給食

現状と課題

本町の学校給食施設は、2つの給食センターで実施していますが、施設の老朽化や効率の観点から、施設の整備統合を含めて、施設整備を進める必要があります。

給食については、児童生徒が生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送るために、給食を通して食事・運動・休養の調和のとれた生活習慣を身につけさせる必要があります。特に食事は、日々の活力を生み出し、成長発育のための栄養を摂取することはもとより、食べることの楽しみや豊かな人間関係を醸成する場となります。また、農業を基幹産業とする本町においては、地元食材を活用した食育を行うことが、地域への愛着の醸成につながることも考えられます。

近年、所得水準の低下にともない食事内容が偏り栄養のアンバランスがみられることが指摘されていますが、こうした背景の中で、栄養面で十分配慮がなされた学校給食による食育の推進や、家庭も含めた食への理解の促進がますます重要となっています。

基本方針

学校給食は、学校教育における子どもたちの基本的な生活習慣の形成や、社会性を身につける人間関係の育成、食のあり方などを考える重要な役割を持つため、学校給食の充実に努めます。

施策

- ① 心身の健全な発達を形成するバランスのとれた多様な学校給食づくりに努めます。
- ② 地域の食文化に対する理解と関心を高め、家庭・地域との連携をとり、よい食習慣や食生活の知恵を身につけさせる学校給食づくりに努めます。
- ③ 地産地消を推進し、衛生や安全に一層配慮します。
- ④ 久万給食センターの建築を推進します。

第2節 家庭・地域における教育

現状と課題

子どもの教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であり、家庭が子どもの教育に対する責任を自覚し、本来果たすべき役割を再認識する必要があります。とりわけ、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力は、家庭教育においてこそ



地域で行う運動会

培われるものとの認識に立ち、親や家族、地域がその責任を十分発揮することが望めます。

くわえて、学校・家庭・地域が一体となった取組みが必要であり、本町の豊かな自然や地域の人材などを教育に生かし、心豊かな人間形成を培うための教育内容の充実が求められます。

基本方針

子どもたちの成長を支援するため、学校・家庭・地域との連携のもと、学校が地域コミュニティの核としての役割を果たしながら、それぞれの教育力の向上を図ります。また、地域の文化や伝統、自然環境や生態系など本町の良さについて、子どもだけでなく家庭・地域に対しても啓発していくことで、本町を担う人材を育成する気運を高めます。

施策

- ① 「早寝・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣の確立に努めます。
- ② 見守りやあいさつを通して、安心・安全な地域・学校づくりを推進します。
- ③ 変化する社会に生きる子どもに寄り添い支援するため、家庭教育とPTA活動に努めます。
- ④ 郷土の発展に貢献する人材育成のために、上浮穴高校の振興を図ります。

第3節 生涯学習

現状と課題

本町を担う人材を育成するためには、子どもたちへの教育だけでなく、すべての住民が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができる環境が必要です。本町は公民館を拠点として、その環境の充実を図ってきました。

公民館は時代の変化とともに、多様化、高度化する人々の学習需要や生涯学習社会の進展などに対応し、地域住民の教育、文化の向上のための施設として発展してきました。その活動は地域によってさまざまであり、農業や林業など地域の産業に結びつく活動、まちの防災や福祉、子どもについて考える活動、環境問題や情報化、国際化に対応する活動など、多彩な学習活動が行われています。こうした学習活動の情報提供や相談など、公民館は地域における生涯学習の中核的な施設として、知識・教養に終わらない学習活動や豊かな人間関係づくりを支援しなければなりません。

また、人口減少・少子高齢化が進行している現状においては、公民館は単なる地域住民の学習やつどいの場としてだけでなく、地域コミュニティ機能を担う拠点としての機能発揮が期待されます。

基本方針

学校教育と生涯学習の連携を図り、子どもから高齢者まで楽しみ、学ぶことのできる多世代交流の場を提供し、地域コミュニティの拠点としての機能発揮を図ります。

また、地域の個性豊かな人材、多様な資源などを有効に活用できるように努め、住民が積極的

に参加できるコミュニティ活動などの基盤の整備、高齢者も安心して社会参加できる活動を支援します。

施策

- ① 公民館活動を通して地域からの学習活動を進め、世代間の交流を密にします。
- ② 青年、婦人、壮年、高齢者のそれぞれのニーズにあわせた学習活動を推進します。
- ③ 持続可能な社会づくりのための実践活動を推進し、美しい自然環境を保全し、地域を次世代へつないでいきます。
- ④ 施設の適正な維持管理に努めます。

第4節 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

少子高齢化が進む中、本町では、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる軽スポーツや高齢者の健康増進・生きがいにスポーツが取り入れられ、定着してきています。また、体育協会・レクリエーション協会を中心とした種目協会も組織されており、競技力の向上や各種目の普及のために積極的な活動を行っています。

このような中、地域住民誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めるとともに、住民どうしの交流や世代間交流活動の推進のため、広域的な生涯スポーツの振興を図ることが必要となっています。



久万高原ラグビー場での試合

基本方針

積極的な健康づくりに取り組む住民活動を支援し、生涯を通じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進し、スポーツを住民の生活の一部とする「一人1スポーツ」という生涯スポーツ理念の定着化を目指します。

今後も、公民館を中心として各地域で行われる体育行事の支援を行うとともに、都市交流の契機となるよう、既存施設を活用したスポーツ合宿の誘致やスポーツ大会の開催を推進します。

施策

(1) 生涯スポーツの推進

- ① 子どもの基本的な生活習慣の見直しや、学校の体育活動、スポーツ少年団活動を通じ、子

どものスポーツ活動を推進します。

- ② すべての住民が「一人1スポーツ」の理念のもと、健康づくり・絆づくりができるよう努めます。
- ③ 高齢者のスポーツ活動を推進し、健康づくりや生きがいづくりを推進します。
- ④ 障害のある人が気軽にスポーツをする環境づくりを、支援ボランティアなどと連携しながら推進します。

(2) 地域性を生かしたスポーツの推進

- ① 地域性を生かしたスポーツイベントの開催など、広く町内外の住民が参加できるスポーツの振興を図ることで、スポーツの浸透と地域の活性化を図ります。
- ② スポーツ合宿の誘致や地域性を生かした大会を開催することで、スポーツによる都市交流を推進します。
- ③ 安心・安全なスポーツ活動を行うため、既存施設の整備や運営のあり方の検討を行います。

(3) スポーツ推進体制の整備

- ① スポーツ推進委員やボランティアの確保のため、資質ある住民の発掘・育成を行います。
- ② 総合型地域スポーツクラブ「久万スピリッツクラブ」について、住民のニーズを再検証し、活動を充実します。

(4) えひめ国体開催に向けた体制整備

平成29年開催のえひめ国体に向け、ボランティアの育成や住民の理解を深め、体制整備を進めます。

第5節 文化活動

現状と課題

次代へつなぐ人・まちづくりのためには、都市とは違った形の文化的自立を図り、住民の地域への愛着を醸成する必要があります。そのために、多様化・高度化する住民ニーズをくみ、個性豊かな新しい文化を創るため、文化活動の促進に努めています。

また、久万・面河・美川・柳谷地域での、先人の築いた伝統文化を次代へ引き継ぐため、担い手を育成し、各地域の施設を有効活用した文化活動を積極的に支援する必要があります。



戦国時代より伝わる『久万山五神太鼓』

基本方針

文化活動の支援や交流促進に努め、歴史と生活文化の保存・継承と振興に努めます。また、芸術文化発表鑑賞会の開催や町内外の芸術家に協力を依頼し、文教施設の有効活用を図ります。

施策

(1) 地域に伝わる伝統文化の継承

- ① 町の活性化につながる地域郷土芸能の継承、掘り起こしに努めます。
- ② 地域との連携による郷土芸能保存グループの後継者育成を支援します。
- ③ 既存文化活動グループの再編、支援を行います。
- ④ 保存活動への財政的支援に努めます。

(2) 文化団体などの支援

- ① 町行事としての各種団体の交流と文化鑑賞機会の充実を図ります。
- ② 関係団体のネットワーク化を支援します。
- ③ 芸術・文化活動の活性化を図るため、伝統芸能の交流促進を支援します。

(3) 優れた文化に接する機会の充実

- ① 県内外のレベルの高い文化人・団体の招へいや交流を促進します。
- ② レベルの高い学習、体験活動の機会創設と住民の学習参加を促進します。
- ③ 地域指導者、グループリーダーの養成に努めます。

(4) 町内各地域の文教施設のさらなる活用

- ① 久万高原町産業文化会館を拠点とした芸術文化活動を促進します。
- ② 久万町民館、面河住民センター、農村環境改善センター、ふるさと創造の館こかげの活用を促進します。
- ③ 中央公民館、地域公民館、廃校舎などを活用しての郷土芸能練習や発表機会の充実を図ります。
- ④ 施設の適正な維持管理を行うとともに、情報を発信し利用率の向上に努めます。

第6節 文化財保護

現状と課題

本町には、わが国の歴史をひもとくうえでも大変貴重な文化財である国史跡「上黒岩岩陰遺跡」や「猿楽遺跡」、名勝「面河溪」や「四国カルスト」、「菅生山大宝寺」、「海岸山岩屋寺」などの名所旧跡、その他多くの非常に優れた文化財が残されています。

このような郷土の貴重な財産である文化財を次代に引き継いでいくためには、公共事業や宅地開発などの事業により貴重な文化財が失われる実態もみられることから、「開発と保存」と相反する課題を円滑に調整することが求められています。

基本方針

本町の文化財を次代に引き継ぎ、将来にわたって保存していくために、法の定めにあるとおり、文化財が将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、細心、最大の注意をもって保存伝承に努めます。

施策

- ① 本町の指定文化財の現状把握に努めます。
- ② 本町としての文化財指定にかかる基準をつくります。
- ③ 未指定文化財を掘り起こします。
- ④ 本町の貴重な文化財を広く住民に周知するための資料を作成し、提供します。
- ⑤ 上黒岩遺跡の出土品の里かえりを図るとともに整備・活用を推進します。

第7節 人権の尊重

現状と課題

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。本町ではそれにもとづき教育・啓発を続けていますが、取組みは地域により差があるのが現状です。人権教育をひとつの取組みとし、地域間格差のないよう、すべての住民に人権意識が芽生え、浸透していくように取組みを推進しなければなりません。

基本方針

あらゆる差別と偏見を解消するための人権教育を推進するとともに、すべての住民の人権が尊重されるまちにするため、人権啓発を推進します。

施策

- (1) 住民すべてが取り組む、あたたかい人権・同和教育の取組み
 - ① 人権問題が身近な問題であることを、定期的な学習会の開催を通じ、周知します。
 - ② 人権・同和教育問題学習の必要性について、すべての住民に対して周知を図ります。
- (2) 家庭と地域の連携、職場による人権・同和教育の推進

すべての住民に人権意識が根づくよう、各地域や職場における人権教育推進者の育成に努め、人権学習の充実と参加の促進に努めます。
- (3) 障害のある方の人権尊重

障害のある人の立場を理解し、支援する活動を推進します。

(4) 人権の世紀を迎えての教育・啓発

- ① 行政総参加による人権啓発フェスティバルを開催します。
- ② 教育・啓発活動のマンネリ化を防ぐため、新たな手法の研究、開発に努めます。
- ③ 福祉館活動を広域化し、教育・啓発を一層推進します。

第4章 自然豊かで安心・安全な暮らしづくり（都市基盤・環境）

第1節 自然・生活環境

1 自然環境

現状と課題

本町は、清涼な気候や豊饒な自然によって形成される景観、生態系など高原固有の地域資源に恵まれたまちであり、それは住民にとっての誇りであり、町外住民にとっての魅力にもなります。したがって、本町のまちづくりは、地域資源である自然環境の保全と常に一体的に行うものでなければなりません。

そのために、住民参加の環境美化活動や不法投棄の監視など、町内の環境を維持するための活動を継続的に行っています。

また本町は、平成21年に「久万高原町地域エネルギービジョン」を策定し、「久万高原町で使うエネルギーは、久万高原町で賄う」地域エネルギーの地産地消の仕組みづくりを進めており、町内にある水力発電施設により、人口あたりの自家発電率において全国有数の水準となっています。

さらに、本町には豊富な森林資源があり、木質バイオマスボイラによる熱利用など、新エネルギーを活用したまちづくりの可能性に満ちています。くわえて、県内において建設が進んでいる木質バイオマス発電所が稼動する際には、燃料の供給地として本町が果たす役割は、非常に大きなものになります。

こうしたことから本町は、再生可能エネルギー活用を図りながら、環境と共生したまちづくりを推進する「エコエネルギータウン」として、まちづくりに取り組むことが重要です。

基本方針

「エコエネルギータウン」実現のため、行政・住民・事業者が一体となり、環境美化活動や省エネルギーの普及や新エネルギーの普及を積極的に行い、将来にわたり持続可能なまちづくりを行います。

施策

- ① 環境にやさしいまちづくりを推進し、環境美化を推進します。
- ② 環境保全について住民一人ひとりの意識向上を図ります。
- ③ 省エネルギー対策と新エネルギー導入を推進し、エコエネルギータウンの構築を図ります。

2 生活環境

現状と課題

本町のごみ分別は19品目で、環境衛生センターが収集し、可燃ごみについては松山市に処理委託、その他については専門業者を通じて再資源化や最終処分を行っています。土曜祝日の直接持込も可能で、高齢者や障害者を対象とした粗大ごみの戸別収集も行うなど、きめ細かなごみ収集体制をとっています。こうした体制が機能するよう、ごみの分別収集にかかる住民意識の啓発などを並行して進め、エコエネルギータウンを確立するよう努めていく必要があります。

また、し尿・浄化槽汚泥は、環境衛生センターの施設で処理されています。処理量は、過疎化や下水道施設の整備、合併浄化槽施設の普及により年々減少傾向にあります。

現状の体制は、すべてのごみについて受け入れ先がありますが、それぞれ委託契約に期限があり、その後の体制について検討が必要な状況にあります。

ごみ処理については、松山市に委託し、し尿処理については、直営の環境衛生センターで処理していますが、ごみの委託については期限があります。委託期間後のごみ処理については、広域的なごみ処理について検討を進めていきます。人口減少により、し尿の処理量も減少してきており、広域での処理についても、前向きに取り組む必要があります。



ごみ収集車

基本方針

ごみの発生抑制と3R活動を促進するとともに、今後のごみ・し尿の適切な処理に向けての方針を立て、体制確立を図ることで、快適な生活環境の確保に努めます。

施策

(1) ごみの発生抑制・3R活動の促進

住民への啓発活動を通じて、ごみの発生抑制及び分別排出、減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）に対する意識向上を図ります。

(2) し尿処理の維持・充実

し尿処理施設の延命化を図りながら、広域でのし尿処理体制を検討・確立します。

第2節 上下水道

1 上水道

現状と課題

平成26年度末現在で、給水戸数4,714戸、普及率96.5%、有収率72.9%と、上水道の普及が進んでいます。しかし施設は老朽化が進み、人口減少にともない効率が低下しているため、平成22年に「久万高原町簡易水道事業統合計画」を策定し、重要度に応じた施設改良・統合を進めています。

今後、各給水区域の人口動態を考慮し、水需要に十分対応しうる水源の確保と、水質の向上、災害発生時にも対応できる安定した供給体制が求められており、適切な維持管理が求められます。このため、平成28年度より簡易水道事業を公営企業会計に移行し、経営状況の把握や適切な更新計画の策定を推進します。

基本方針

人口動態やニーズを見すえながら、水道網の施設改良・統合による効率化を進めるとともに、健全な水道経営を行うことで、本町の上水道を維持します。

施策

(1) 上水道網の維持・管理

- ① 新たな水源調査を行い、水源の確保を図るとともに、水源周辺の環境の保全に努め、保健所など関係機関と連携しながら、水質の保全を図ります。
- ② 上水道施設の適正な維持・管理を図るとともに、老朽化している施設の施設改良・統合を推進します。
- ③ 上水道施設の耐震化、給水タンクや応急復旧用資機材の整備、近隣市町との応援体制の強化など、災害時における飲料水供給体制の整備を進めます。
- ④ 水資源の大切さや節水方法などの啓発活動を推進します。

(2) 上水道経営の健全化

簡易水道事業の公営企業会計の導入により、経営状況と住民ニーズを的確に把握し、更新計画の策定を行います。

2 下水道

現状と課題

清流仁淀川の上流部に位置する本町は、生活用水などによる水質汚濁に対し、下水処理施設などの整備による水質保全を継続していく必要があります。平成26年度末時点における下水道接続率は、公共下水道が72.9%、農業集落排水が76.6%となっています。公共下水道・農業集落

排水の整備区域外の地域についても、順次合併浄化槽の整備を進めていますが、高齢者世帯については改修する意欲に欠けるという実情もあります。

今後も、公共下水道や農業集落排水施設の加入促進と、その他区域については合併浄化槽の普及を推進し、適正な維持管理を図る必要があります。また、施設や基幹管路の老朽化にともない、耐震改修や非常用設備の整備などを行う必要があります。

基本方針

河川や水路の水質浄化と快適な居住環境の確保に向けて、公共下水道及び農業集落排水整備への加入を推進するとともに、合併浄化槽の普及促進も図ります。

施策

(1) 公共下水道及び農業集落排水設備の普及促進

- ① 公共下水道供用開始区域や農業集落排水整備集落で説明会などを実施し、接続率の向上に努めます。
- ② 施設の老朽化にともない、耐震改修や設備の整備を推進します。
- ③ 適正な利用料を検討し、下水道事業の健全な経営に努めます。

(2) 合併浄化槽整備事業の普及促進

合併浄化槽整備事業を推進し普及率の向上を図り、適正な維持管理を行います。

第3節 道路

現状と課題

道路は、豊かな生活の実現と地域の発展を図るうえで、最も基本的な社会資本であり、活力ある地域づくりや豊かなまちづくりを支えるためにも、道路網の整備を図ることは重要です。

本町の道路網は、松山と高知を結ぶ国道33号を基軸とした国道4路線、主要地方道4路線、一般県道11路線を幹線道路として、それを補完する町道により形成されています。特に国道33号は、三坂道路の開通以後、松山市との往来の利便が飛躍的に向上し、本町の生活基幹道路としての維持・整備の促進は重要です。

また、本町は町域のほとんどを山地が占め、地形が急峻・地質が脆弱であることにくわえ、台風常襲地帯であるなど自然条件が厳しく、生活基盤としてだけでなく、災害時のライフライン維持のためにも、道路の利便性や信頼性の向上が強く望まれています。

基本方針

住民の利便性・安全性・快適性の向上に向けて、国道・県道などの幹線道路の整備を促進するとともに、生活道路についても計画的な整備を図ります。

施策

(1) 地域高規格道路の整備促進

高知松山自動車道「美川道路」の調査区間・整備区間指定について、関係機関に働きかけます。

(2) 幹線道路の整備促進

- ① 国道33号「橋防災」をはじめとした防災対策や、歩道などの交通安全対策の整備を促進します。
- ② 国道440号「小村工区」などの未改良区間の整備を促進します。
- ③ 国道494号「面河拡幅」「仕七川拡幅」などの未改良区間の整備を促進します。
- ④ 主要地方道久万中山線をはじめ各県道の未改良区間の整備を促進します。

(3) 生活道路の整備促進

生活道路となる町道については、良好な道路区間の維持管理に努めるとともに、狭隘道路の拡幅や線形改良、交差点の改良、防護柵の設置、舗装などの整備を促進します。

第4節 河川

現状と課題

河川は、私たちの日常生活に欠くことのできない水の恵みや、水と緑の自然空間を私たちに与えてくれる、かけがえのない地域社会の共有財産です。

本町の一級河川は、すべて仁淀川水系の46河川ですが、この他に河川法が準用される河川が43河川あります。地形上短流で流路が狭く急流であるため、豪雨の際には流量が短時間に急増し、護岸の決壊、溪岸浸食などによる浸水により、住民の生命や財産が危険にさらされる被害が発生するおそれがあります。

一方、河川は地域の風土や文化・歴史と深く関わっており、面河溪、御三戸嶽周辺に代表される豊かで潤いのある水辺環境の保全や創出は、単に住民の安全だけではなく、住民の本町への愛着や交流人口の増加にもつながります。

基本方針

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、計画的に治水対策を推進し、併せて水質汚濁の防止、自然環境に配慮した川づくりを促進します。

施策

(1) 安全で安心して暮らせる川づくり

計画的に河川の治水機能の向上を図るための整備を促進します。

(2) 自然環境に配慮した川づくり

- ① 河川環境の整備と保全が位置づけられており、多自然型川づくりを基本に河川整備を促進します。

- ② 下水道の接続推進、合併浄化槽の整備推進、啓発活動などにより、河川の水質汚濁の防止を図ります。
- ③ 河川里親制度など河川を地域づくりの場として、地域と一体となった活動を推進します。
- ④ 河川災害復旧において、コンクリートブロックを多用した画一的な復旧でなく、自然環境に配慮した復旧を促進します。

(3) 未来への残す豊かな自然

「四国のみずべ八十八カ所」に選定された面河溪谷、御三戸嶽の保全・整備を図ります。

第5節 町営住宅

現状と課題

本町の町営住宅は平成27年時点で、公営住宅363戸、特定公共賃貸住宅94戸、計457戸あります。今後、耐用年数を経過する小規模団地も多く、人口減少の現状を考慮すると維持・管理していくことが効果的でないことから、用途廃止や他団地への統合を図っていく必要があります。また、老朽化が進行する住宅についても、安全性を確保しつつ効果的・効率的な長寿命化を図る必要があります。

基本方針

快適で安全な居住を目指し、住宅の質的向上と高齢化に対応した住宅の整備を促進します。耐用年数を経過した住宅については、用途廃止を行い、敷地条件の良い所については、今後の需要を把握のうえ建て替えを実施します。耐用年数を経過していない住宅については、安全性を確保しながら、効果的・効率的な長寿命化を図ります。

施策

- ① 耐用年数を過ぎた需要を見込めない老朽住宅を中心に、用途廃止を行います。
- ② 低層簡易耐火・中層耐火構造住宅は、外壁剥離が多く給水・排水の老朽化も著しいため、改善事業や耐震改修などを推進します。
- ③ 今後の需要を把握し、木造を基本に建て替え事業を実施します。
- ④ 収入超過者への適正な対応（公営住宅から特定公共賃貸住宅等への住替え促進）を行います。

第6節 防災・消防・救急

現状と課題

本町の災害は、台風などによる風水害が中心です。しかし、急峻な土砂災害危険箇所が多いことから、林地・急傾斜地の災害併発に警戒する必要があります。こうした風水害や土砂災害、震災などに対し、県下で最も広い町域の本町は、高齢化による要配慮者・避難行動要支援者が多く、防災体制の確立が課題となっています。

これに対し、常備消防の消防本部・署と非常備消防の消防団により、災害・火災・救急に備えています。また、町内全域で自主防災組織の組織化ができているため、それらを活用して地域ぐるみの防災意識の高揚に努めるとともに、地域防災計画にもとづき、予防・初動体制を含めた防災体制の確立が求められています。

平成27年の火災発生件数は8件、救急出動件数は594件、救助出動27件で、人口あたり救急出動件数は、高齢化の進行もあり全国平均を上回っています。

そこで消防・救急車両、消防団車両、消防資機材、防災行政用無線、消火栓等水利の整備を進めるとともに、常備消防及び消防団との連携強化、併せて救急救命士の養成などによる救急体制の充実を図る必要があります。

また、女性防火クラブや各地区の自主防災会などが中心となり、自助共助の意識高揚を図るため、住民への応急手当の普及活動、自主的な救出救護・消火訓練など、地域住民が参画する防火・防災体制の強化の積極的な取り組みが求められています。



防災訓練の様子

基本方針

「自分たちの地域は、自分たちで守る」を基本に、住民一人ひとりの意識改革を図り、自主防災組織の育成など地域ぐるみの防災意識の高揚、大規模災害に対する情報網の確立、避難場所となる公共建物の耐震補強など、災害に強いまちづくりを推進します。

高齢化にともなう火災や救急の増加に対応し、消防本部・署と消防団が連携して、効果的な消防体制の整備を図るとともに、消防設備・消防水利施設の充実による消防力の整備と消防職員・団員の資質向上による高度な救急業務への対応など、救命・救急体制の充実を進めます。

施策

(1) 防災体制の強化

- ① 東日本大震災以降、防災対策の見直しが行われており、国の防災基本計画や愛媛県の地域防災計画などをもとに、本町の地域防災計画を定期的に修正し、関係機関や地域と連携した防災体制の強化を図ります。
- ② 風水害、震災に対する職員対応強化のため、危機管理マニュアル（仮称）を作成するとともに、職員の危機管理意識を向上します。
- ③ 防災行政無線・消防無線のほか、孤立が想定される地域に対し、多様な災害時の情報伝達体制の整備・強化を図ります。
- ④ 被災時における食料の確保、安全な避難所の整備を図ります。
- ⑤ 大規模な広域災害を想定し、民間を含めた広域応援体制及び受援体制の確立を図ります。

(2) 消防・救急体制の整備

- ① 消防本部・署と消防団の組織の充実と、消防職員・消防団員の確保及び資質の向上を図り、消防・防災体制の整備を図ります。
- ② 救急救命士育成、救急・救助・搬送体制の強化、関係医療機関との連携など、救急・救助体制の整備を図ります。
- ③ 消防ポンプ自動車、救助工作車、高規格救急車、消防団車両などの更新を含めて、消防関係資機材・設備の充実を図ります。
- ④ 耐震性貯水槽・消火栓など消防水利の計画的な整備を進めます。
- ⑤ 高齢者世帯、独居高齢者世帯、障害者など要配慮者・避難行動要支援者に対応するため、関係機関などとの連携を強化し救急・救命体制の整備を図ります。
- ⑥ 救急・救助体制の確立を図るとともに、管内孤立地区に対し、臨時ヘリポート場を拠点に、防災ヘリ及びドクターヘリを積極的に活用します。
- ⑦ 近隣市町と連携し、救急医療体制の強化を図ります。

(3) 災害に強いまちづくり

- ① 治山治水対策や土砂災害防止対策を進めます。
- ② 避難所に指定している公共建物の耐震補強と避難経路の点検・確立を進めるとともに、防災マップの活用などにより避難場所・避難所の周知を図ります。
- ③ 道路や簡易水道など公共施設の耐震性・防災性の強化を図ります。
- ④ 民間企業との連携に努め防災機能の充実を図ります。

(4) 地域の防災力の強化

大規模災害に対して、各地域で救助活動や初期消火活動を担う自主防災組織・女性防火クラブの育成及び防災士の養成を推進するとともに、民間事業所などの自衛防災体制の充実を図りながら、地域と消防団の連携のもと防災力の強化を図ります。

(5) 防災・救急意識の高揚

防火・防災訓練や救命講習会、広報活動、消防団・自主防災組織の活動などを通して、住民の防火・防災意識の高揚を図ります。

第7節 交通安全・防犯

1 交通安全

現状と課題

移動手段の利便性から自家用車の利用が増加し、それにとまなう利用者の減少による公共交通の減少も起因し、極度に自動車社会化が進行しています。平成 25 年度末の自動車保有台数は 8,531 台であり、成人のほとんどが自動車を保有していると考えられ、今後一層交通安全への対策が必要な状況にあります。

また、地域の高齢化の進行にとまなう高齢の運転手も増加しており、町内の交通を取り巻く情勢は今後さらに厳しさを増すものと想定されます。こうした中、交通事故のない安全な地域づく

りを目指すために、行政・関係機関が、交通安全対策全般にわたる諸施策を推進する必要があります。

自転車の交通事故については、愛媛県下では減少傾向にありますが、死亡事故は減少しておらず、本町においても注意喚起を図る必要があります。

基本方針

交通安全対策を推進していくにあたり、交通事故の実態に十分対応した対策を積極的に推進する必要があります。このため、従来の交通安全対策を基本としながら、対策の効果を継続的に協議するなど、実態に応じた改善に取り組みます。

また、高齢者、身体障害者、交通事故被害者などにも配慮しながら、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急体制の整備、被害者対策の推進など総合的な交通安全対策を、関係機関などの密接な連携のもとに推進します。

施策

- ① 高齢者の交通事故防止対策を推進します。
- ② シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底を図ります。
- ③ 幼児・児童・高齢者などの交通安全教育を推進します。
- ④ 交通安全啓発活動を推進します。
- ⑤ 住民参加型の交通安全活動を推進します。
- ⑥ 被害者対策の充実を図ります。
- ⑦ 交通安全施設（カーブミラー、ガードレールなど）の充実を図ります。
- ⑧ 自転車の安全な利用の促進を図ります。

2 防犯

現状と課題

防犯活動として、地区防犯協会と連携した地域安全活動や、防災行政無線による周知・啓発を通じ、薬物乱用防止活動、犯罪被害防止活動など、取組みを進めています。

平成26年の治安状況において、特殊詐欺や凶悪犯罪の増加による被害の拡大など、治安に対する不安感は依然として強く、憂慮すべき状況にあります。県下においても、これまでになかったタイプの犯罪の発生や、高齢者への被害の拡大が懸念されています。

基本方針

住民が安心・安全を感じる住みよいまちづくりを推進するために、行政・関係機関をはじめとする地域社会、住民、企業などが治安に対する共通の問題意識を持って、相互に連携協力して積極的な取組みを進めます。

施策

- ① 防犯指導などの実施により、具体的な盗難防止処置の方法・知識の啓発及び防犯器具の斡旋・普及を図り、街頭犯罪・侵入犯罪防止活動を推進します。
- ② 地域の実態に即した地域安全活動の推進や企業の自主防犯活動の促進により、総合的な地域安全活動を推進します。
- ③ 少年非行防止総合対策として、関係機関・関係団体との連携による非行防止活動及び少年補導活動と薬物乱用防止活動を推進し、有害環境浄化対策や青少年のスポーツ及び社会奉仕活動の促進を図ります。
- ④ 関係機関・関係団体と連携して、暴力・迷惑行為等排除の住民運動を推進し、暴力追放意識の高揚と浸透を図り、暴力追放「三ない運動」、暴力排除広報活動や麻薬・覚せい剤・シンナー等薬物乱用防止活動を推進します。
- ⑤ 高齢者に対する犯罪被害防止活動を推進します。

第8節 情報通信

現状と課題

情報通信技術（ICT）の進展は著しく、社会のあらゆる分野で必要とされ、情報の共有化や通信手段の多様化が進む一方で、適切な利活用が求められています。

こうした状況の中、町内全域におけるADSLサービスの敷設が完了しており、また、久万地区においては光ファイバー回線の利用も可能であり、一定の情報通信環境が整備されています。今後、産業や住民生活の向上のために、情報通信産業の基盤整備や、情報モラル啓発を図り、快適かつ健全な情報通信基盤の整備を推進します。

基本方針

すべての住民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、情報通信によるゆとりと豊かさを実感できる住民生活や活力ある地域社会の実現、住民福祉の向上を図ります。また、情報通信環境の整備を進めることで、地域においてもしごとを得られるような産業の展開やICT企業誘致を図ります。

施策

（1）安心して暮らせる地域づくりのためのシステム構築

防災、医療、福祉など、住民生活の向上のため、安全性を確保しながらクラウドの拡充を行うなど、行政におけるシステム・ネットワークの充実を図ります。

（2）地域活性化のためのICT環境整備

企業がICTを活用した産業展開を図る際の支援を行います。また、ICT関連企業の誘致や、移住促進のため、本町のICT環境の周知を図ります。

(3) ICTを活用した教育・文化事業の促進

- ① ICTを活用し、総合的な生涯学習の推進を図ります。
- ② 住民、職員の情報モラル向上のための支援、研修を実施します。

(4) 情報通信環境の格差解消

- ① 超高速ブロードバンドサービス提供エリアの拡大を推進します。
- ② 公衆無線LAN提供箇所の整備を推進します。
- ③ 携帯電話の不通地域の解消を目指します。
- ④ 県下の広域事業として、電子申請体制の構築に取り組みます。

第9節 公共交通

現状と課題

本町の公共交通機関は、JR四国バスが落出～松山間の国道を、黒岩観光バスが落出～佐川間の国道を、伊予鉄南予バスが久万地区、美川地区及び面河地区の路線を、町営バスが柳谷地区内2路線を運行していますが、便数が少なく、運行路線も幹線を中心とした路線にとどまっています。また、美川地区では交通機関のない集落へ福祉バスを運行していますが、各集落につき週1回の運行となっています。

過疎化、高齢化、少子化が進んでいる本町では、交通弱者の高齢者や通学者のニーズに対応できる交通手段の確保に努めていますが、路線確保のための助成や町営バスの運行経費などが多額となって、十分な公共交通を確保することが困難です。

今後は、現在の路線を維持しながら、公共交通を代替する生活支援サービスの検討などを行い、車両の運転が困難な方の生活利便の向上を進めます。

基本方針

住民生活に密着した交通手段として、バス利用向上と運行の確保・充実を図るとともに、新交通システムの実現と交通利便に代替する生活支援の検討を一体的に進めます。

施策

- ① 現在の路線を継承しながら、利用者のニーズへの対応を、利用率や必要性、助成のあり方、代替的なサービスの検討などを一体的に検討します。
- ② 公共交通の果たす役割、重要性について住民意識の啓発に努め、利用度を高める運行の維持に努めます。

第5章 みんなが参加する地域のつながりづくり（行財政）

第1節 行財政運営

1 行政運営

現状と課題

少子高齢化の急速な進行により、行政施策の領域や内容は変革を余儀なくされており、地域社会における産業や医療・福祉・教育、都市基盤整備などをめぐる社会的な取組み、地域コミュニティ運営にも影響を与えつつあります。また、家族形態や生活様式の多様化、町外への交通利便の向上などにより、まちづくりに対する住民ニーズも変化・多様化しており、社会情勢に適した行政運営のあり方を絶えず検討していく必要があります。

こうしたことから、まず平成19年に「久万高原町まちづくり基本条例」を制定し、本町の自治における最高規範を定め、また、平成20年より行政改革に着手し、限られた財源と職員を最大限に生かした効率的な行政運営を行うため、職員の資質向上と長期的な視野に立った能力開発のために全庁的な取組みが求められています。

行政のあり方については、役場庁内に総合受付を設置し、来訪した住民への声かけを推進するとともに、定員適正化により適切な人事・職員数を配置することや行政評価を継続することで、住民に向けて開かれた効率的な体制を目指してきました。今後、地方分権改革の進展や種々の制度改正により、事務量の増大が予想されることから、状況の変化に柔軟な対応のできる組織を目指す必要があります。

このような取組みの上で、今後さらに地域の活性化、地域環境の向上を目指していくためには、既存の慣例や制度にとらわれることなく、常に新たな視点から継続的に組織・機構の見直しや人事管理の適正化、事務の改善など行政事務全体の見直しを推進していく必要があります。このため、行政改革大綱などについても積極的に推進していくとともに、適宜見直しを行うことで、不断の行政改革に取り組み、住民とともに歩む体制づくりを進めていく必要があります。

基本方針

新たな行政課題や住民のニーズに適した施策を総合的・効率的に展開できるよう、職員の意識、役場の体制整備、施設の維持・管理・運営について、絶えず適切なあり方を検討し、人口減少による環境変化や地方分権改革などによる構造変化への対応を推進します。

施策

- ① 本計画に掲げられた施策・事業の執行管理体制の確立・強化を図り、本計画の実現を推進します。
- ② 地域分権改革や制度改正に対応した効率的な行政運営を推進するため、組織間の横断連携体制を強化します。

- ③ 職員の質の向上及びコスト意識を持たせるため、職員研修の充実と自主的な研究を勧奨するなど、職員の意識改革に努めます。
- ④ 行政需要の動向に対し、事務・事業量の適正な把握に努め、職員定数適正化を推進します。
- ⑤ 公共施設の老朽化について、人口減少などによる需要の変化などを勘案し、安心・安全の確保や効率的運営など総合的な維持・管理を行います。
- ⑥ 庁内の情報通信環境をさらに充実することで、業務の迅速化・簡略化に努め、行政サービスの向上に努めます。
- ⑦ 客観的で分かりやすい行政評価を推進します。

2 財政運営

現状と課題

財政を取り巻く環境は、厳しさを増しています。本町の歳入の約6割を地方交付税が占めていますが、合併自治体分を算定基準に含む交付税増額の特例措置は、平成27年度から段階的に縮減されており、今後も歳入の減額が予想されます。また、町内産業をめぐる景気動向は、基幹産業である農林業においては団地化などの集約・効率化が進んでいますが、全体の生産額は伸び悩んでおり、商工業についても厳しい状況が続いています。

そのような中、本町が有する施設や公園、道路などの老朽化や、人口減少にともなう利用者減少の問題に対して、平成26年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、限られた財源の中での施設の維持・管理のあり方について決めました。計画内では、道路等の生活環境基盤整備に加えて、久万給食センターや久万幼稚園の建替えなどが予定されています。また、指定管理期間の満了する国民宿舎面河や、老朽町営住宅の廃止を検討するなど、施設の必要性を総合的に判断しながら、住民が安心・安全に利用できるよう維持・管理を進めていきます。

今後も、財政運営にあたっては、町税などの自主財源の確保に努めるとともに、地方行政の分担すべき範囲を明確にし、これにともなう住民負担の適正化を図りながら、財政基盤の強化と健全財政の維持を図る必要があります。

さらに、最小の経費で最大の効果をあげるために、既存の事務事業の見直しにより経常経費の適正化を行い、行財政の効率化、財政構造の弾力化の確保に努めるなど、長期的展望に立った財政運営が重要になります。

基本方針

財政面では、厳しい局面となることが予想されることから、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保を図り、財政基盤の強化に努めます。

また、本計画を指針として、毎年度の予算編成の基本方針を定め、事業効果なども加味しつつ、施策・事業を厳選し、計画的かつ効率的な財政運営を推進していきます。

さらに、町税・税外収入の徴収率向上、受益者負担の適正化など、自主財源の確保と充実に努めるとともに、国・県支出金等の特定財源の積極的な確保、町債の適正な活用を行います。

施策

- ① 本計画を指針として施策・事業を厳選した毎年度の予算編成にあたるとともに、行政改革大綱の趣旨をふまえ策定した財政改善実行プランにもとづき、長期的視点に立って、計画的かつ効果的な財政運営を行います。
- ② 町内経済が維持発展するための環境整備や経済対策を実施し、税収などの自主財源の確保に努めます。また、町税及び税外収入の収納率向上の取組みを行い、住民負担の公平性の確保を図ります。
- ③ 町内の遊休財産については、有効な活用策や処分に向けた検討を行うとともに、使用料の適正化を図ります。
- ④ 受益と負担の明確化の観点から、負担者の理解を得られるよう、提供するサービスなどに見合う適正な負担へと見直しを行います。
- ⑤ ふるさと納税制度による寄附金の受入れを積極的に推進するため、寄附したいと思えるような魅力ある施策の展開などを行い、寄附金の拡大に努めます。
- ⑥ 住民サービス水準の維持向上に配慮しながら、町内経済への活性化に高い効果が期待される事務事業については、民間委託を積極的に行い、行政経費の節減を図ります。
- ⑦ 指定管理制度を導入することで、現状よりも効果が発揮される施設については、積極的な制度導入を進めます。
- ⑧ 各種公共施設については、設置目的、施設の老朽度、管理運営状況等を検証し、総合的判断により、施設の存続・統合・廃止・民営化などを行います。
- ⑨ 補助金、委託料などについて、その目的や意義、効果などを検証し、必要に応じて見直しを行います。
- ⑩ 後年度の公債費に係る財政負担の軽減を図るため、町債を充てる事業を厳選するとともに、交付税措置が有利な優良債を優先活用し、財政の健全性確保に努めます。

第2節 広域行政

現状と課題

三坂道路の開通や町内の買い物利便の低下などにより、住民の生活圏は拡大し、町域を越えた広域的な生活圏域が形成されています。このため、広域的な行政ニーズは増大しており、これらすべてに対して、本町だけで行政サービスを提供することは困難であり、効率的な公共投資と住民サービスを図っていく上でも、事務事業の広域連携が一層必要とされてきています。

本町は、松山地区広域市町村圏に属しており、これまでスポーツイベントなどを広域的に行ってきました。また、平成27年に松山市が連携中枢都市圏の中核市と決定されたのを受け、今後、観光や子育て支援、救急医療体制などにおける広域的な取組みが推進されます。

くわえて、高度情報網の整備や環境、福祉などの分野を中心に、高次都市機能を有する施設整備への要求が高まっていますが、これらの多くは、広域での利用によって効率性を確保できるものが多いことから、共同施設も考えていく必要があります。

基本方針

住民ニーズに対応するためには、町単独だけでなく、広域行政による事務の共同処理が一層必要となってきたことから、周辺市町との相互協力により積極的に推進するとともに、国や県などと緊密な連携を保ちながら、幅広い広域行政を推進していきます。また、若い職員・住民の意見も取り入れた施策推進に努めます。

施策

(1) 広域行政の推進

- ① 松山地区広域市町村圏などによる事務事業の共同化を進めるとともに、松山市を中核市とする連携中枢都市圏構想にもとづく観光、子育て支援、救急医療提供などにおける広域連携を促進し、行政運営の効率化と住民サービスの向上を図ります。
- ② 松山地区以外の市町についても、保健・医療・福祉分野などでの広域連携、文化・スポーツ施設の相互利用の促進などを、必要に応じて検討します。

(2) 推進体制の強化

- ① 広域的な連携が求められる課題については、横断的なプロジェクトチームによる共同事業やネットワーク事業の検討を行い、事務事業の共同化などを図ります。
- ② NPOなどのボランティア活動やスポーツイベントの取組みなど、市町を越えた住民活動を促進します。
- ③ 若い世代の職員や住民の意見を取り入れ、推進体制を検討します。

第3節 コミュニティ

現状と課題

本町は、自治会が地域の自治組織として機能しており、それぞれの特徴を生かしたコミュニティ活動を展開しています。また、地域自治組織とは別に各種団体の組織として、農林業や生涯学習、教育、社会福祉、スポーツ、その他趣味、娯楽などの多様な組織が存在し、活動を行っています。また、平成20年度に「元気な地域づくり支援事業」を創設し、地域課題解決や魅力づくりに自主的に取り組む住民団体に対し支援を行うなど、地域活動を促進する取組みも行ってきました。



地域活動の様子

しかしながら、人口減少や高齢化により地域自治は弱体化し、従来の活動が困難な自治会も現れ始めるなど、本町の住民自治は危うい状況にあります。こうしたことに対し、本町の広大さゆえの集落間の距離や異なる地域性などの現状からも、小規模自治会の再編は困難であり、今後は、

自治会同士をつなぐ集落ネットワークと「小さな拠点(生活機能を集約する施設もしくは組織体)」を形成する必要があります。

また、地域の自治機能維持のためには、新たな移住・定住者の受入れが不可欠であることから、本町に興味を持った観光客に対して、移住に関するワンストップ窓口を整備し、「お試し居住」など実際に本町に住み、生活環境や地域に触れていただく取組みが重要です。

くわえて、町内の若い世代の未婚率が増加しているため、地域に住みながら結婚の希望がかない、世帯を持つことができるよう、取組みを進める必要があります。

今後は、少子高齢化の中で、誰もが住みたい、住んでよかったと思える地域づくりを前提に、地域づくりを支える人づくりに取り組むとともに、住民が積極的に地域活動に参加し、行政と一体となり自治機能を維持しながら、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

基本方針

コミュニティ活動の活性化を図るため、住民の地域活動を促進するとともに、集落ネットワークと小さな拠点の整備に取り組み、自治機能の維持・強化を図るとともに、移住定住の促進、結婚の希望をかなえる支援などを通じ、人口の増加を図ります。

施策

(1) 地域コミュニティ機能の維持・強化

- ① 今後の地域運営についての協議会を設立し、集落ネットワークの構築を図るとともに、生活機能の集約やコミュニティ活動の場などのために「小さな拠点」の確立を図り、地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。
- ② 地域住民の自主的・主体的なコミュニティ活動の推進を図ります。また、簡易水道施設管理や道の草刈りなど人員を要する活動については、省力化施設の整備やボランティア活用に取り組み、地域生活の維持に努めます。
- ③ 特色あるコミュニティ活動の紹介などを行い、町全体への普及、推進を図ります。
- ④ 地域リーダーの養成に努め、子どもから高齢者まで参加できるコミュニティ活動の推進を図ります。
- ⑤ 行政と自治組織の望ましい関係づくりの推進を図ります。

(2) 移住・定住の促進

- ① 地域の活力となる新たな住民を呼び込むため、移住に関するDMO（ワンストップ窓口）を設置し、本町における住居や生活情報の案内、諸手続きを遅滞なく行うための関係窓口との連携を充実します。
- ② 空き家の実態を調査、データベース化することにより、老朽危険空き家の除却や、住宅ストックとしての発信につなげ、住宅環境の維持・活用を促進します。
- ③ 移住意向を持つ町外住民に対し、交流体験やお試し居住など、地域に「住み」「働き」「地域を創っていく」ことを体験してもらうことで、移住・定住を促進します。

(3) 結婚支援

結婚を希望する住民への出会いの場の提供のため、「えひめ結婚支援センター」などの機関と連携しながら、婚活イベントの実施や情報提供を図ります。

第4節 男女共同参画

現状と課題

女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性が職場や地域活動など社会の多様な場に参加することが一層活発化しており、住民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要になっています。

しかし、女性の能力・適性への偏見や固定的な役割分担の意識、さらに、それにもとづく社会習慣・行動様式が現在においても残っています。また、女性の社会参画の増加に対応する社会的条件整備も遅れており、女性が実社会に参画するための環境整備が必要となっています。

基本方針

女性が社会のあらゆる分野に参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮することができるよう、男女共同参画意識づくりの啓発活動の強化、活動支援、各種審議会など政策決定機関への参加と登用などを進めます。

施策

- ① 男女共同参画意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する情報の収集と提供を行い、研修と啓発に努めます。
- ② まちづくりに女性の意見が直接反映できるよう、各種審議会・委員会など公的分野への積極的な登用を図り、女性の社会参画の拡充に努めます。

資料編



久万高原町総合計画審議会条例

平成16年8月1日

条例第165号

(趣旨)

第1条 この条例は、久万高原町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて久万高原町総合計画の策定その他実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町議会の議員 4人以内
- (2) 町教育委員会の教育長又は委員 4人以内
- (3) 町農業委員会の委員 4人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 4人以内
- (5) 学識経験を有する者その他住民 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画観光課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に図って定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第110号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和31年法律第162号。以下この条において「旧法」という。）第16条第1項の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下「委員」という。）としての任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合において、この条例による改正後の久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第39号）、久万高原町特別職報酬等審議会条例（平成16年条例第42号）、久万高原町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年条例第43号）、久万高原町農村環境改善センター条例（平成16年条例第140号）若しくは久万高原町総合計画審議会条例（平成16年条例第165号）の規定又は久万高原町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成16年条例第45号）の廃止にかかわらず、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。（新たに任命される委員の任期の特例）

第3条 施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、改正法附則第4条の規定により、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で町長が定めるものとする。

久万高原町総合計画審議会委員名簿

(委員任期) 平成27年7月9日～平成28年3月31日

氏名	所属	役職
森永 進	久万高原町社会福祉協議会会長	会長
池田 昭雄	久万高原町農業委員会会長	副会長
高橋 末廣	久万高原町議会議長	
玉井 春鬼	久万高原町議会副議長	
川崎 勝弘	久万高原町議会総務文教厚生常任委員長	
日野 明勅	久万高原町議会産業建設常任委員長	
山辺 久男	久万高原町農業委員会副会長	
中川 優	久万高原町教育委員	
山口 美智子	久万高原町教育委員	
久万川 滋	松山市農協久万支所支所長	
大野 護	久万広域森林組合代表理事組合長	～H27. 10. 27
大野 正志	久万高原町商工会会長	
小部家 英二	伊予銀行久万支店支店長	～H28. 2. 24
蓮田 政文	愛媛銀行久万支店支店長	
善本 裕子	松山東雲女子大学・短期大学教授	
石丸 孝子	久万高原町商工会女性部部長	
二宮 政樹	愛媛新聞社営業局営業開発部副部長	オブザーバー
河野 博	松山公共職業安定所所長	オブザーバー
大野 啓一	久万広域森林組合代表理事組合長	H27. 10. 27～
佐伯 典昭	伊予銀行久万支店支店長	H28. 2. 24～

(順不同・敬称略) 総合計画審議会委員のべ20名

第2次久万高原町総合計画策定経過

平成27年

4月15日	第1回総合戦略策定委員会
4月24日	人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託業者審査会
5月 1日	職員会にて全職員へ周知及び協力依頼
5月 7日	人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託契約締結
5月19日	総合計画策定支援業務委託契約締結
6月中旬～	住民アンケート実施（投函期日7月2日）
6月18日	第2回総合戦略策定委員会
7月 9日	庁内ワークショップ（その1 若手職員対象）
7月 9日	第1回久万高原町総合計画審議会
7月16日	各課ヒヤリング（その1）
8月29日	9町長と地域の未来をささえる世代との交流会（町村会主催）
9月 7日	各課ヒヤリング（その2）
9月11日	庁内ワークショップ（その2 若手職員対象）
9月14日	住民アンケート取りまとめ完了
9月25日	第3回総合戦略策定委員会
10月 1日	まちづくり住民意見交換会
10月 27日	第2回久万高原町総合計画審議会

平成28年

1月26日	合同専門委員会にて人口ビジョン・総合戦略の説明
1月27日	第3回久万高原町総合計画審議会
2月 5日	町議会合同専門委員会にて総合計画の説明
2月 8日～22日	パブリックコメント実施
2月24日	第4回久万高原町総合計画審議会
3月15日	人口ビジョン及び総合戦略策定
3月18日	人口ビジョン及び総合戦略 町ホームページにて公表
3月18日	総合計画の議決により策定

第2次久万高原町総合計画

平成28年3月

久万高原町

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 番地

電話 0892-21-1111 FAX 0892-21-2860